

4-1 北海道緊急輸送ネットワーク計画（平成28年7月）

1. 緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧

拠点種別	施設区分	施設名称
地方公共団体	市役所	室蘭市役所
	振興局	胆振総合振興局
	保健所	室蘭保健所
	警察署	室蘭警察署
	消防署	室蘭市消防本部
指定地方行政機関	開発建設部	室蘭道路事務所
	その他庁舎	室蘭港湾事務所
自衛隊	自衛隊ヘリポート	室蘭市入江運動公園（ヘリ）
	自衛隊ヘリポート	新日鉄住金中島グラウンド（ヘリ）
	自衛隊ヘリポート	八丁平（ヘリ）
指定公共機関	東日本電信電話(株)北海道事業部	(株)NTT 東日本-北海道 室蘭支店
	日本放送協会札幌放送局	NHK 室蘭放送局
	東日本高速道路(株)北海道支社	東日本高速道路(株)室蘭管理事務所
	北海道電力(株)	北海道電力室蘭支店
指定地方公共機関 備蓄集積拠点	ガス会社	室蘭ガス
	港湾、漁港	室蘭港
	港湾、漁港	追直漁港
	駅前広場等	東室蘭駅前広場
	物流拠点	室蘭トラック事業協同組合
	道路防災拠点	室蘭 I.C
	道路防災拠点	道の駅 みたら室蘭
災害医療拠点	総合病院等	市立室蘭総合病院（地域災害医療センター）
	総合病院等	医療法人日鋼記念病院（地域災害医療センター）
広域避難地	都市公園	室蘭市入江運動公園

## 2. 緊急輸送道路

機能区分は以下の3つに区分する

### (1) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

### (2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、物資集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

### (3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

#### 緊急輸送道路一覧

機能区分	道路情報	路線番号	路線名
1次	国道一部	36	
1次	国道全部	37	(白鳥大橋含む)
1次	道道全部	1127	室蘭インター線
1次	市道一部	室蘭市	日鋼病院通線
1次	市道全部	室蘭市	東町2丁目4条通線
1次	市道全部	室蘭市	中央町3丁目3条通線
1次	市道全部	室蘭市	中央埠頭通線
1次	市道全部	室蘭市	入江町3号通線
1次	市道一部	室蘭市	中央・舟見通線
1次	市道一部	室蘭市	東支所通線
1次	港湾道一部	室蘭市	入江中央線
1次	港湾道一部	室蘭市	入江3号
1次	港湾道全部	室蘭市	入江幹線
1次	港湾道全部	室蘭市	フェリー埠頭通線

機能区分	道路情報	路線番号	路線名
2次	道道一部	1107	室蘭環状線
2次	市道一部	室蘭市	市場北通線
2次	市道全部	室蘭市	室蘭駅前通線
2次	市道一部	室蘭市	東大通線
2次	市道一部	室蘭市	東口通線
2次	港湾道一部	室蘭市	祝津・絵鞆線
3次	道道一部	1107	室蘭環状線
3次	市道一部	室蘭市	市場通線
3次	市道一部	室蘭市	中島本町1丁目 2号通線

5-1 室蘭市の気象の月別平年値

要素	気圧		降水量 (mm)								
	(hpa)		合計	各階級の日数							
	現地	海面		≥0.0mm	≥0.5mm	≥1mm	≥10mm	≥30mm	≥50mm	≥70mm	≥100mm
	平均	平均									
統計期間	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010
年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1007.1	1013.4	54.9	29.4	17.9	12.5	1.0	0.2	0.0	0.0	0.0
2月	1007.5	1013.8	43.0	25.5	14.1	9.3	1.0	0.1	0.0	0.0	0.0
3月	1007.8	1014.1	48.2	23.9	13.0	9.4	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
4月	1007.2	1013.3	75.1	17.7	10.5	7.8	2.5	0.5	0.1	0.0	0.0
5月	1005.4	1011.5	101.3	19.3	11.2	9.1	3.2	0.9	0.2	0.1	0.0
6月	1004.1	1010.1	107.5	20.6	10.9	8.6	3.3	1.0	0.3	0.1	0.0
7月	1003.3	1009.2	165.1	22.5	13.1	11.1	4.9	1.7	0.7	0.2	0.0
8月	1004.7	1010.5	192.8	20.5	12.9	11.0	5.0	2.0	1.1	0.5	0.1
9月	1007.6	1013.5	164.4	17.4	11.5	10.2	4.6	1.8	0.9	0.3	0.1
10月	1009.7	1015.8	93.0	19.7	12.2	10.5	2.7	0.7	0.2	0.1	0.0
11月	1009.9	1016.0	75.2	24.0	16.2	12.2	2.0	0.2	0.1	0.0	0.0
12月	1008.2	1014.5	64.4	28.3	17.3	12.2	1.5	0.2	0.1	0.0	0.0
年	1006.9	1013.0	1184.8	268.9	160.8	123.8	33.2	9.3	3.6	1.2	0.3

要素	気温 (°C)										
	平均	最高	最低	各階級の日数(平均)		各階級の日数(最低)		各階級の日数(最高)			
				<0.0°C	≥25°C	<0.0°C	≥25°C	<0.0°C	≥25°C	≥30°C	≥35°C
統計期間	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010
年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	-2.0	0.3	-4.2	23.3	0.0	29.2	0.0	14.1	0.0	0.0	0.0
2月	-1.9	0.5	-4.1	21.5	0.0	26.5	0.0	12.2	0.0	0.0	0.0
3月	0.9	3.9	-1.5	10.7	0.0	22.1	0.0	3.2	0.0	0.0	0.0
4月	5.8	9.5	2.9	0.2	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5月	10.2	14.3	7.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
6月	14.0	17.5	11.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
7月	17.9	20.9	15.8	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	5.1	0.0	0.0
8月	20.5	23.4	18.5	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.4	0.0
9月	18.0	21.1	15.4	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0
10月	12.6	15.7	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11月	6.1	8.9	3.3	2.1	0.0	5.6	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0
12月	0.5	2.9	-1.8	13.9	0.0	22.7	0.0	6.4	0.0	0.0	0.0
年	8.6	11.6	6.0	71.8	1.1	108.5	0.0	36.5	18.2	0.5	0.0

室蘭市の気象の月別平年値

要素	気圧	相対湿度	風向・風速 (m/s)						日照時間		
	(hpa)	(%)									
	平均	平均	平均	最多風向	各階級の日数				合計	各階級の日数	
					≥10m/s	≥15m/s	≥20m/s	≥30m/s		不照	日照率 ≥40%
統計期間	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010
年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	3.8	70	5.8	北西	13.2	2.2	0.1	0.0	89.7	3.0	10.0
2月	3.9	71	5.2	北西	9.5	0.9	0.0	0.0	121.9	2.3	14.2
3月	4.8	72	4.9	北西	8.9	1.4	0.1	0.0	181.6	3.2	19.8
4月	6.9	75	4.5	北西	6.8	0.4	0.0	0.0	194.2	4.6	18.4
5月	9.8	79	4.2	北西	5.1	0.1	0.0	0.0	194.1	6.0	16.6
6月	13.9	87	3.7	東北東	1.7	0.0	0.0	0.0	156.5	7.3	12.5
7月	18.5	90	3.7	東北東	1.6	0.1	0.0	0.0	128.0	8.7	10.6
8月	21.5	88	3.5	北西	1.5	0.1	0.0	0.0	143.0	7.9	12.5
9月	16.9	81	4.0	東北東	4.0	0.5	0.1	0.0	167.8	5.3	16.9
10月	10.9	72	4.7	北西	8.5	1.1	0.1	0.0	170.2	2.7	19.1
11月	6.9	69	5.7	北西	13.6	2.7	0.3	0.0	105.0	3.6	12.1
12月	4.6	69	6.0	北西	15.4	2.9	0.1	0.0	74.4	3.5	8.1
年	10.2	77	4.7	北西	89.9	12.3	0.9	0.0	1725.2	58.4	171.0

要素	雪 (CM)									雲量		大気現象		
	降雪の深さ		積雪の深さ	各階級の日数 (日最深積雪)						平均	各階級の日数 <1.5	雪日数	霧日数	雷日数
	合計	最大	最大	≥0cm	≥5cm	≥10cm	≥20cm	≥50cm	≥100cm					
	統計期間	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010
年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
1月	65	13	19	28.0	16.7	9.6	4.0	0.0	0.0	7.8	0.3	28.7	0.0	0.2
2月	56	11	21	25.4	19.4	14.0	5.9	0.0	0.0	7.3	0.2	24.9	0.4	0.1
3月	36	10	16	17.2	9.2	5.6	2.9	0.0	0.0	6.5	2.1	20.2	0.8	0.1
4月	8	5	5	2.3	1.0	0.5	0.2	0.0	0.0	6.3	2.6	4.8	4.1	0.2
5月	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.9	2.5	0.1	7.2	0.6
6月	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	1.3	0.0	9.8	0.8
7月	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.4	0.6	0.0	9.9	1.0
8月	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.8	1.3	0.0	6.5	1.5
9月	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	2.4	0.0	1.0	1.0
10月	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	2.6	0.7	0.1	1.9
11月	8	3	3	4.8	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	7.2	1.1	11.0	0.1	1.0
12月	38	9	10	19.0	5.7	1.8	0.3	0.0	0.0	8.1	0.4	24.1	0.0	0.2
年	211	19	26	96.7	52.3	31.7	13.3	0.0	0.0	7.2	17.3	114.3	39.9	8.4

## 5-2 気象庁震度階級関連解説表(気象庁 HP)

(本編掲載の人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況を除く)

### ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

### ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂や液状化が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

(注1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(注2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(注3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガスの供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガス供給を停止する。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れ強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害発生時に、通信事業者により災害伝言ダイヤルや災害伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある

(注1) 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

最終改正：平成三十年十二月二十八日政令第三百五十九号

**第一条** 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
  - 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
  - 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
  - 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第1

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

別表第3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15
5,000 人以上 15,000 人未満	20
15,000 人以上 30,000 人未満	25
30,000 人以上 50,000 人未満	30
50,000 人以上 100,000 人未満	40
100,000 人以上 300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

別表第2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

別表第4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	5,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	9,000
3,000,000 人以上	12,000

6-2 災害救助法による救助の実施について（抜粋）

昭和40年5月11日 社施第99号 厚生省社会局長通知

第10 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

- 1 救助の種目別物資受払状況（様式6）
- 2 避難所設置及び収容状況（様式7）
- 3 応急仮設住宅台帳（様式8）
- 4 炊出し給与状況（様式9）
- 5 飲料水の供給簿（様式10）
- 6 物資の給与状況（様式11）
- 7 救護班活動状況（様式12）
- 8 病院診療所医療実施状況（様式13）
- 9 助産台帳（様式14）
- 10 被災者救出状況記録簿（様式15）
- 11 住宅応急修理記録簿（様式16）
- 12 生業資金貸付台帳（様式17）
- 13 学用品の給与状況（様式18）
- 14 埋葬台帳（様式19）
- 15 死体処理台帳（様式20）
- 16 障害物除去の状況（様式21）
- 17 輸送記録簿（様式22）
- 18 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況（様式23）
- 19 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況（様式24）
- 20 扶助金の支給状況（様式25）
- 21 損失補償の状況（様式26）
- 22 法第34条の補償費の状況（様式27）
- 23 法第35条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。



6-3 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木 施設災害 復旧事業 国庫負担 法	河川	国、道、市	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市施行1カ所60万円以上	標準税収入 と対比して 算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上	〃
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防潮堤を 含む）	道施行1カ所120万円以上	〃
	地すべり 防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施 設、擁壁、ダム等	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上	〃
	急傾斜地 崩壊防止 施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁 壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市	トンネル、橋、渡船施設、道路用エ レベーター等道路と一体となってそ の効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市施行1カ所60万円以上	〃
	港湾	国、管理組 合、市	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通 施設等	国施行1カ所500万円以上 管理組合施行1カ所120万円以上 市施行1カ所60万円以上	〃
	漁港	国、道、市	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市施行1カ所60万円以上	〃
	下水道	道、市	公共下水道、流域下水道、都市下水 路	道施行1カ所120万円以上 市施行1カ所60万円以上	〃
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カント リーパーク）の園路・広場、修景施 設、保養施設、運動施設等	〃	〃	

6-3 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率	
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10 (通常) 8/10、9/10 (高率該当分)	
	農業用施設	道、市、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10 (通常)、9/10、10/10 (高率該当分)	
	林業用施設	道、市、組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～ 6.5/10 (通常)、7.5/10～10/10 (高率後)	
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設 (消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、道流堤、水路又は着定基質) 漁港施設 (水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設)	〃	6.5/10 (通常)、 10/10 (高率該当分)	
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10	
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費 (当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額) が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			事業実施地区	北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了した地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1カ所概ね2,000万円以上</li> <li>・ 工事が高度な技術を要するとき</li> <li>・ 激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要なとき</li> </ul>	

6-3 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担率
公営住宅法	公営住宅	道、市	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	市、社会福祉法人、日本赤十字社	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	市、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	施設整備～災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上	1/2 または 1/3
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	市、障害者総合支援法第 79 条第 2 項に基づき事業を実施する法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの	施設整備～災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	市、社会福祉法人等	居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	〃	〃
	障害者支援施設	市、社会福祉法人等	障害者支援施設	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	施設整備～災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上	1/2

6-3 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担率
児童福祉法	児童福祉施設	道、市、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部、公益社団法人、公益財団法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2
		市、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		市、社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	道、市、社会福祉法人、日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	〃
	児童厚生施設	市、社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/3
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	市	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上

6 - 3 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担率
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法 予防事業	市	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設 災害復旧 事業	市、一部事 務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効果を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業または水道用水供給事業 本復旧費 1,900 千円を超え、かつ、現在給水人口×130 円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費 1,000 千円を超え、かつ、現在給水人口×110 円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校 施設災害 復旧事業	道、市	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80 万円以上 市 40 万円以上 設備整備 道 60 万円以上 市 30 万円以上	2/3
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校 施設災害 復旧事業	道、市	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80 万円以上 市 40 万円以上	2/3

6-3 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫負担率
都市災害復旧事業 国庫補助に関する 基本方針	街路	道、市	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以上であるもの、又は2千 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市（一部事務組合、広域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	市 40万円以上	1/2

6 - 3 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担率
活動火山 対策特別 措置法  都市局所 管降灰除 去事業費 補助金交 付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		”
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、市長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする		”

6-4 災害処理票

様式1 (A)

通報者	住所	室蘭市 町 丁目 番 号			□ 巡回時発見 時 分
	氏名		電話番号		
受信者氏名		受信日時	年 月 日 ( ) 時 分		
災害発生日時	□ 年 月 日 ( ) 時 分頃 □不明				
災害の種類	□宅地崩壊 □がけ崩れ □道路被害 □その他 ( )				
災害現場	室蘭市 町 丁目 番 号 【公共施設名】 番地				
住宅・その 敷地の場合			自宅電話		世帯人数 人
			勤務先		電話
災害の状況	-----				
	-----				
	-----				
	【被害見積概算額 千円】				
災害現況図					
応急措置の内容	-----				
	-----				
	-----				
	【 月 日 時 分終了】				
今後の措置等	-----				
	-----				
	-----				
	【 月 日 時 分完了】				



様式1 (B)

被災世帯調査票

調査年月日		年 月 日 ( )		調査員氏名			
被災世帯	住所	室蘭市 町 丁目 番 号 番地			電話 番号		
	世帯主 氏名			避難先又 は連絡先			
住宅の 種 別	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 (階居住) <input type="checkbox"/> 給与住宅 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> 民間アパート・マンション (階居住) <input type="checkbox"/> 工場・事務所等 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
住宅の 被害	<input type="checkbox"/> 全壊 (焼) <input type="checkbox"/> 半壊 (焼) <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	流出又は床面積の70%以上損壊又は主要構造物の被害額50%以上 床面積の20~70%未満損壊又は主要構造物の被害額20~50%未満 全・半壊に該当せず、一部が破損 (破損箇所 ) 床上浸水又は土砂等が床上まで堆積し、一時的に居住不能の状態 床上浸水に達しないもの					
住宅の 措 置	<input type="checkbox"/> 公営住宅斡旋 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> 応急修理 <input type="checkbox"/> 障害物除去 <input type="checkbox"/> 応急危険度縦必要 <input type="checkbox"/> 措置の必要なし (居住可能) <input type="checkbox"/> その他 ( )						
家財等の被 害状況及び 給与の要否	<input type="checkbox"/> 被 服 (特に ) <input type="checkbox"/> 寝 具 (特に ) <input type="checkbox"/> 生活必需品 (特に ) <input type="checkbox"/> 学 用 品 (教科書 学用品 )	給 与 措 置	被服	安 否			
			寝具	安 否			
			生活必需品	安 否			
			学用品	安 否			
世帯 の 状 況	入員	続柄	氏 名	年齢	性別	勤務先又は学校名・学年	備 考
	1	世帯主					
	2						
	3						
	4						
	5						
参 考	市民税課税区分	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割 <input type="checkbox"/> 所得割			<input type="checkbox"/> その他		
	世帯種別	<input type="checkbox"/> 被保護世帯 <input type="checkbox"/> 要保護世帯 <input type="checkbox"/> 身障世帯 <input type="checkbox"/> 老人世帯 <input type="checkbox"/> 母子世帯					
備 考							

様式2

災 害 情 報				
報 告 時 限	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関	受 信 機 関			
発 信 者	受 信 担 当 者			
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気 象 等 の 状 況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 その他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 その他			
応 急 措 置 の 状 況	(1) 災害対策 本部の設置	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
	(2) 災害救助法 適用の状況	地区名	被害棟数	罹災世帯
		罹災人数		
		(救助実施内容)		

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の状況	区 分	地 区 名	避 難 場 所	人 員	時 間
		自 主 避 難				
		避 難 勧 告				
		避 難 指 示				
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人数		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他		名				
	計	名				
そ の 他	(今後の見通し等)					

## 6-5 災害情報等報告取扱要領(市から支庁への報告)

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長に報告するものとする。

### 1 報告の対象

災害情報等の報告対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

### 2 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅

速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文章により報告するものとする。

総合振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

#### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 時 限	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関		受 信 機 関		
発 信 者		受 信 担 当 者		
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気 象 等 の 状 況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 その他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 その他			
(1) 災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災 害 救 助 法 適 用 の 状 況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応 急	(3) 避難の状況	区 分	地 区 名	避 難 場 所	人 員	時 間
		自 主 避 難				
		避 難 勧 告				
		避 難 指 示				
措 置 の 状 況	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
況	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人数		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他	名			
		計	名			
そ の 他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告するところ。

別表 2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 分現在			
発生場所									
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				月 日 時 分				
項目		件数等	被害金額（千円）	項目		件数等	被害金額（千円）		
①人的被害	死者	人	*個人別の氏名 性別、年齢、原因 は、補足資料で報告	道 工 事	河川	箇所			
	行方不明	人			海岸	箇所			
	重傷	人			砂防施設	箇所			
	軽傷	人			地すべり	箇所			
	計	人			急傾斜地	箇所			
②住家被害	全壊	棟	*個人別の氏名 性別、年齢、原因 は、補足資料で報告	⑤土 木 被 害	道路	箇所			
		世帯			橋梁	箇所			
	半壊	棟			小計	箇所			
		世帯			市 町 村 工 事	箇所			
	人	箇所							
	棟	箇所							
	一部破壊	世帯			⑥水 産 被 害	漁船	沈没流出	隻	
		人		破損		隻			
	床上浸水	棟		計		隻			
		世帯		漁港施設		箇所			
	床下浸水	棟		共同利用施設		箇所			
		世帯		その他施設		箇所			
計	人	漁具（網）	件						
	棟	水産製品	件						
	世帯	その他	件						
③非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑦林 業 被 害		道 有 林	林地	箇所	
		その他	棟				治山施設	箇所	
	半壊	公共建物	棟				林道	箇所	
		その他	棟		林産物		箇所		
	計	公共建物	棟		その他		箇所		
		その他	棟		小計	箇所			
④農業被害	農地	田	流失・埋没	Ha	⑦林 業 被 害	一 般 民 有 地	林地	箇所	
			浸冠水	Ha			治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没	Ha			林道	箇所	
			浸冠水	Ha			林産物	箇所	
	農作物	田	Ha	その他			箇所		
		畑	Ha	小計		箇所			
	農業用施設	箇所	⑦林 業 被 害	林地		箇所			
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所			
	営産被害	箇所		林道		箇所			
	畜産被害	箇所		林産物		箇所			
その他	箇所	その他		箇所					
計		小計		箇所					
計			計	箇所					



項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)
⑧衛生被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病院	公立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所		法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所	
	火葬場		箇所	⑬その他	鉄道不通	箇所	
	計		箇所		鉄道施設	箇所	
			箇所		被害船舶(漁船除く)	隻	
⑨商工被害	商業	件			空港	箇所	
	工業	件			道水	戸	
	その他	件			電話	回線	
	計	件			電気	戸	
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所		ガス	戸		
	中学校	箇所		ブロック塀(倒木)等	箇所		
	高校	箇所		都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所		計			
	計	箇所		被害総額			
公共施設被害市町村数	団体			火災発生	建物	件	
罹災世帯数	世帯		危険物		件		
罹災災者数	人		その他		件		
消防職員出勤延人数	人			消防団員出勤延人数	人		
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局)						
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時
災害救助法適用市町村名							
補足資料 (*別葉で報告)							
○ 災害発生場所							
○ 災害発生年月日							
○ 災害の種類概況							
○ 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取り扱い注意							
○ 応急対策の状況							
● 避難勧告・指示の状況							
● 避難場所の設置状況							
● 他の地方団体への応援要請、応援活動の状況							
● 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況							
● 自衛隊の派遣要請、出動状況							
● 災害ボランティアの活動状況 ほか							

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

				月 日 時 現在									
災害・事故名													
				月 日 時 現在									
項目			件数等	被害金額（千円）	項目			被害金額（千円）					
① 人的被害	死者		人	*個人別の氏名 性別、年齢、原因 は、補足資料で報告	道 工 事	河川		箇所					
	行方不明		人			海岸		箇所					
	重傷		人			砂防施設		箇所					
	軽傷		人			地すべり		箇所					
	計		人			急傾斜地		箇所					
② 住家被害	全壊		棟			道路		箇所					
			世帯					橋梁		箇所			
			人		小計					箇所			
	半壊		棟		⑤ 土木被害	市町村工事				箇所			
			世帯					箇所					
			人					箇所					
	一部破壊		棟			港湾		箇所					
			世帯					漁港		箇所			
			人							下水道		箇所	
	床上浸水		棟			公園（倒木）				箇所			
			世帯					道路（倒木）		箇所			
			人							街路灯		箇所	
床下浸水		棟	計			箇所							
		世帯				漁船		沈没流出	隻				
		人						破損	隻				
計		棟	⑥ 水産被害		計			隻					
		世帯			漁港施設		箇所						
		人					共同利用施設		箇所				
③ 非住家被害	全壊		棟	その他施設					箇所				
			棟			漁具（網）			件				
	半壊		棟	水産製品				件					
			棟			その他		件					
計		棟	計										
		棟			⑦ 林業被害		道有林		林地		箇所		
④ 農業被害	農地		田	治山施設					箇所				
			流失・埋没			Ha	林地		箇所				
			浸冠水			Ha			林道		箇所		
			畑			流失・埋没					Ha	林産物	
	農作物		田	浸冠水	Ha	その他			箇所				
			畑	Ha	小計			箇所					
	農業用施設		箇所	一般民有地		林地		箇所					
			箇所			治山施設		箇所					
	営産被害		箇所	林道		箇所							
			箇所			林産物		箇所					
畜産被害		箇所	その他		箇所								
		箇所			小計		箇所						
その他		箇所	計		計		箇所						
		箇所			計		箇所						

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)
⑧衛生被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病院	公立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所		法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	計	箇所		
	火葬場	し尿処理	箇所	⑬その他	鉄道不通	箇所	
			箇所		鉄道施設	箇所	
計		箇所	被害船舶(漁船除く)	隻			
⑨商工被害	商業	件	⑬その他	空港	箇所		
	工業	件		道水	戸		
	その他	件		電話	回線		
	計	件		電気	戸		
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所	⑬その他	ガス	戸		
	中学校	箇所		ブロック塀(倒木)等	箇所		
	高校	箇所		都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所		計			
計	箇所		被害総額				
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	建物	件		
罹災世帯数	世帯			危険物	件		
罹災災者数	人			その他	件		
消防職員出勤延人数	人		消防団員出勤延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局)						
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時
災害救助法適用市町村名							
補足資料 (*別葉で報告)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生場所</li> <li>○ 災害発生年月日</li> <li>○ 災害の種類概況</li> <li>○ 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取り扱い注意</li> <li>○ 応急対策の状況</li> <li>● 避難勧告・指示の状況</li> <li>● 避難場所の設置状況</li> <li>● 他の地方団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>● 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>● 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>● 災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul>							

別表4 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>① 当該災害により負傷した、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>② A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）</p> <p>③ 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所住不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>① 死者欄の②③を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>① 死者欄の②③を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>① 死者欄の②③を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>① 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>② 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>③ 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿者等を1世帯とする。</p> <p>同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>① 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>① 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。</p> <p>① 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>① 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>① 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>	

被害区分		判 定 基 準
非 住 家 被 害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告書中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>① 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>② その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>③ 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主屋に附随する建物の意味であって、営業の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>④ 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
		<p>農地被害は、田畑が流出、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>① 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>② 埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>③ 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>④ 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
農 地 被 害	農作物	<p>農作物が農地の流出、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>① 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>② 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>③ 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、埋肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
	土 木 被 害	河川
海岸		<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
砂防施設		<p>砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
地すべり防止施設		<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
急傾斜地崩壊防止施設		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
道路		<p>道路法第2条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判 定 基 準
土木被害	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が、流出又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設、又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 ① 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 ② 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で、漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
社会教育施設	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。	
社会福祉施設	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者（児）福祉施設等をいう。	
その他	都市施設	街路、公園、下水道等の都市施設をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
		上記の項目以外のもので、特に報告を要すると思われるもの。

## 6－6 北海道地域防災計画抜粋（第4章災害予防計画 第17節積雪・寒冷対策計画）

### 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

#### 第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」（第4章第13節雪害予防計画）に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

#### 第2 避難救出措置等

##### 1 北海道

(1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

##### 2 北海道警察

(1) 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想される時は、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認める時、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

##### 3 市町村

市町村は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

(1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告、避難指示（緊急）ができるようにしておくこと。

(2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

### 第3 交通の確保

#### 1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び市町村等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

##### (1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

##### (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

##### (3) 雪上交通手段の確保

関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

#### 2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

##### (1) 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

##### (2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。



#### 第4 雪に強いまちづくりの推進

##### 1 家屋倒壊の防止

道及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

##### 2 積雪期における避難所、避難路の確保

道、市町村及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

#### 第5 寒冷対策の推進

##### 1 被災者及び避難者対策

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

##### 2 避難所対策

市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

##### 3 避難所の運営

市町村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

##### 4 住宅対策

道及び市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

#### 第6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。

スキー場を有する市町村にあつては、市町村地域防災計画にスキー場利用客の対策について定めておくものとする。

## 6－7 北海道雪害対策実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下「雪害」という。)に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

### 第2 防災会議の体制

#### 1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

#### 2 設置期間

11月1日から3月31日まで

#### 3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告

9時 13時 17時

- (5) その他雪害対策に必要な事項

#### 4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

#### 5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

### 第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

#### 1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

#### 2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

### 第4 防災関係機関の予防対策

#### 1 気象観測及び情報収集

##### (1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、12月20日から翌年4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、開始日及び終了日を変更することがある。

##### (2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

##### (3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

##### (4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

##### (5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

#### 2 交通、通信、送電及び食料の確保

##### (1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれ発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれ発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市

町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

## 2 北海道

- (1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。
- (3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

## 3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

## 4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

## 5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

## 6 東日本電信電話株式会社北海道事業部

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

## 7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

## 8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対

する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

#### 9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

### 第6 避難救出措置等

#### 1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

#### 2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想される時は、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

### 第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

### 第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を議ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

### 第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。

- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
  - (1) 食料、燃料等の供給対策
  - (2) 医療助産対策
  - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。



## 6－8 北海道融雪災害対策実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

### 第2 防災会議の体制

#### 1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社北海道支店、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

#### 2 設置期間

3月15日から6月15日まで

#### 3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

#### 4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

#### 5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

### 第3 予防対策

#### 1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 札幌管区气象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、3月15日から4月10日までの毎

日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、終了日を変更することがある。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

- (3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

## 2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒にあたるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

- (3) ダム貯水池等(以下「ダム等」、という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

## 3 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

- (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

#### 4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

#### 5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

#### 6 広報活動

- (1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。
- (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

### 第4 応急対策

#### 1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

#### 2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

### 第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

### 第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、

融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

## 第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デ－等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

## 6－9 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

### 第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれの次の各項に定めるところによる。

#### 1 応急危険度判定（以下、「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

#### 2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

#### 3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

### 第3 判定実施の決定

1 市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

2 市町村長は、判定実施の決定をした場合、速やかにその旨を知事（支庁長）に報告するものとし、判定の実施後その結果を知事（支庁長）に報告するものとする。

3 市町村長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、知事（支庁長）に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下、「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。

4 知事（支庁長）は、市町村長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、速やかに当該支庁内に存する北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

5 支庁長は、被害が大規模で広範囲にわたることにより、応援が必要であると判断した場合、速やかに知事に報告し、応急危険度判定士等の支援を求めるものとする。

6 知事は、前項の要請を受けた場合、速やかに北海道震災建築物応急危険度判定連絡

協議会（以下「連絡協議会」という。）に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

#### 第4 実施本部の設置

- 1 市町村長は、判定の実施を決定した場合、実施本部を設置し、指揮監督する職員の決定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。
- 2 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下、「実施本部業務マニュアル」という。）による。

#### 第5 判定の実施に関する道と市町村の間の連絡調整等

- 1 道及び市町村は、判定調査の活動をより迅速かつ的確に実施するため、各支庁ごとの地区協議会及び連絡協議会において、事前の連絡、判定実施に必要な事項の調整等を行う。
- 2 支庁長は、経済部建設指導課に応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するとともに、市町村長が判定の実施を決定した場合又は応急危険度判定士等の派遣を要請した場合、地区協議会に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 3 支庁長は、支援地方本部の設置、判定調査の実施状況等の報告及び応急危険度判定士等の支援要請を知事に行うものとし、知事は、報告及び要請の内容を確認するとともに支庁長に必要な指示を行うものとする。
- 4 知事は、建設部建築指導課に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、支庁長等から支援要請があった場合は連絡協議会等に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 5 支援本部及び支援地方本部の具体的な活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」（以下「支援本部業務マニュアル」という。）及び「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」という。）による。

#### 第6 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「全国協議会」という。）が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村長は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 知事は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な

助言をすることができる。

- 4 知事は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

#### 第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。

#### 第8 他の都府県に対する支援要請

知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく要請のほか、国土交通省及び全国協議会に応急危険度判定士等の支援を要請することができる。

#### 第9 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

#### 第10 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」、道が作成する「支援地方本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル」による。

#### 第11 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

#### 第12 判定用資機材の調達、備蓄

- 1 市町村は、判定実施のため、次に示す資機材等を必要度に応じて備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。

- (1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等

- (2) ヘルメット、クラックスケール、下げ振り、サインペン、蛍光ペン、バインダー

等

- (3) 被災街区までの移動車両、自転車等

- 2 道は、市町村と協力して資機材の備蓄に努めるものとする。

#### 第13 他の被災都府県に対する支援に関する事項

知事は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は全国協議会から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、連絡協議会及び地区協議会と協力し、必要な支援を行うものとする。

#### 第14 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担する。

#### 第15 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発を図るとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携を図るものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

#### 附則

この要綱は、平成11年3月24日から施行する。

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。



## 6-10 消防防災ヘリコプター要請手続き

### 1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

### 2 緊急運航の要請

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

### 3 要請方法

緊急運航の要請は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。

ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

### 4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・ T E L 011-782-3233
- ・ F A X 011-782-3234
- ・ 北海道総合行政情報ネットワーク電話 96-210-39-897、898

### 5 報告

市長は、災害等が収束した場合には、災害等状況報告書（別記第2号様式）により、総括管理者（北海道総務部長）に報告するものとする。

### 6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
  - ① 被災状況の偵察・情報収集
  - ② 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動
  - ① 傷病者の搬送
  - ② 医師等の搬送
  - ② 救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ① 中高層ビル等の火災における救助・救出
- ② 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出
- ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出
- ④ 救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防ぎょ活動

- ① 林山火災における空中消火
- ② 偵察・情報収集
- ③ 消防隊員、資機材等の搬送
- ④ 火災防衛活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

7 救急患者の緊急搬送手続き等

(1) 応援要請

市長は、北海道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

- ① 市長は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後胆振総合振興局（地域政策部地域政策課）にその旨を連絡するものとする。
- ② 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。
- ③ 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急車の手配を行うものとする。
- ④ 市長は、航空室から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

## 8 ヘリコプターの離着陸可能地

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地（総務部危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。

番号	名 称	住 所	状 況
1	室蘭岳山麓総合公園運動広場	室蘭市香川町 224-7	芝生
2	入江運動公園芝生広場	室蘭市入江町 1	芝生
3	祝津グラウンド	室蘭市祝津町 3-4	土
4	中島公園野球場	宮の森町 4-1	土/芝生

※上記指定離着陸場のほかに浮体式防災施設（広域防災フロート）も、ヘリコプターの離着陸場として利用できる。

## 9 ヘリコプターの受入体制等の確保

市長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

### (1) 離着陸上の確保

安全確保等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸上を確保する。

### (2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

## 6-11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン

### 第1 趣旨

このガイドラインは、災害時における避難勧告等の住民等への有効な伝達手段のひとつである「放送を活用した情報伝達」に関する放送事業者、市町村、北海道（以下「関係機関」という。）における伝達体制等について、基本的事項を定めるものとする。

### 第2 放送事業者へ提供する避難情報の種別

災害対策基本法第60条に基づく避難勧告、避難指示、避難解除（以下「避難勧告等」という。）

### 第3 情報提供を行う放送事業者

- 1 日本放送協会札幌放送局【NHK】
- 2 北海道放送株式会社【HBC】
- 3 札幌テレビ放送株式会社【STV】
- 4 北海道テレビ放送株式会社【HTB】
- 5 北海道文化放送株式会社【UHB】
- 6 株式会社テレビ北海道【TVH】
- 7 株式会社エフエム北海道
- 8 株式会社エフエムノースウェーブ

### 第4 情報伝達ルート

各市町村から北海道、放送事業者への情報伝達ルートは、別添「放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート」とする。

### 第5 避難勧告等の情報伝達方法

#### 1 市町村

避難勧告等を発令(解除)した場合は、直ちに次により情報提供(報告)を行う。

- (1) 別紙1「避難勧告・指示(解除)情報」をFAX(北海道総合行政情報ネットワーク)により支庁に報告する。(本様式による報告は、災害対策基本法第60条第3項に規定する報告であり、従来任意様式で報告されていたものを様式化したものである。)
- (2) 「放送を活用した情報伝達」が必要な場合は、別紙1により第3の各放送事業者(地域において地域FM局など他に情報提供が必要な放送事業者がある場合は、当該事業者を加え)に情報提供(FAX)を行い放送を依頼する。  
なお、特に緊急を要する場合にあっては、特記事項にその旨を記載し、併せて電話による確認等を行う。
- (3) 「北海道防災対策支援システム」への情報入力を行う。(従来どおり)

(4) 停電等により情報伝達が困難な場合

停電等により(2)及び(3)による伝達が困難な場合は、(1)による支庁への報告時に別紙1特記事項にその旨記載し、支庁から第3の各放送事業者への情報提供及び北海道防災対策支援システムの入力を依頼するほか、併せて北海道総合行政ネットワークによる電話連絡を行う。

2 北海道

(1) 支 庁

市町村から別紙1を受理した場合は、直ちに次により対応する。

ア 防災消防課へ報告する。(電話及びFAX)

イ 「北海道防災対策支援システム」情報との確認を行い、入力漏れなどの不整合がある場合は、市町村に連絡し入力を依頼する。

ウ 1の(4)による連絡があった場合は、直ちに第3の各放送事業者への情報提供及び北海道防災対策支援システムの入力を行う。

(2) 防災消防課

各支庁から別紙1を受理した場合は、直ちにその内容を確認するとともに、「北海道防災対策支援システム」情報との確認を行う。

3 放送事業者

放送事業者は、次により避難勧告等の情報を受理(確認)し対応する。

(1) 別紙1「避難勧告・指示(解除)情報」の受理(確認)

(2) 必要に応じ「北海道防災対策支援システム」情報による確認を行う。

(ホームページ又はメール(携帯電話))

※ホームページURL <http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/>

(3) 放送の方法・内容については、放送事業者が自主的に判断する。

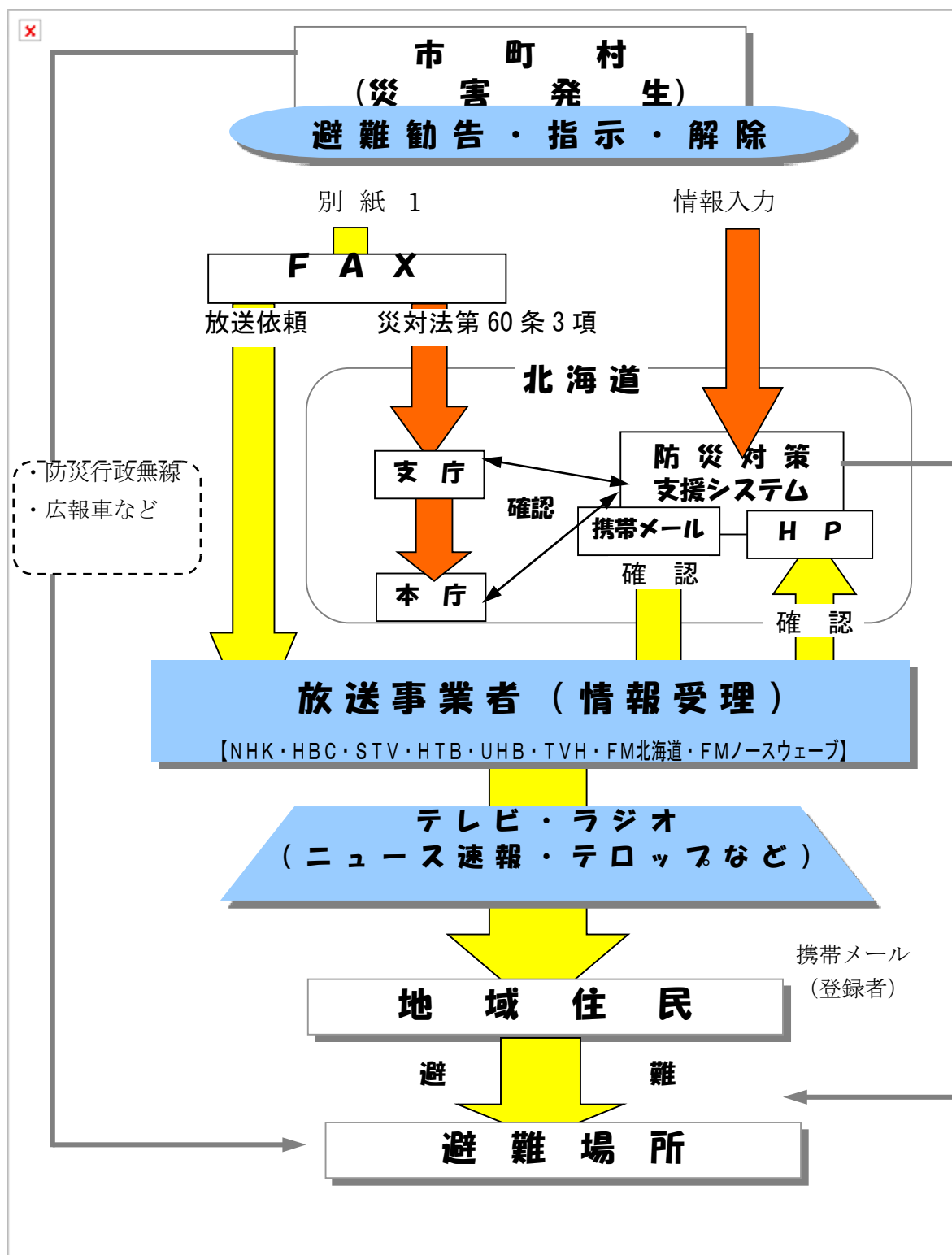
第6 連絡責任者リストの作成

関係機関は、相互の連絡体制を円滑に進めるため別紙2により連絡責任者リストを作成し、共有する。

第7 災害時における速やかな情報伝達への配慮

関係機関は、災害時における住民等への情報伝達の重要性・緊急性を鑑み速やかな情報伝達に配慮する。

# 放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート



# 避難 勧告・指示（解除）情報

市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難勧告
- 避難指示（ 避難勧告より移行）
- 解除（  避難勧告 ・  避難指示 ）

○特記事項

2 発令（解除）日時 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（ ） \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

3 地区名・避難場所・対象世帯等

	対象地区名	避難所名	対象世帯等
1			世帯 人
2			世帯 人
3			世帯 人

4 避難すべき理由（解除の場合は記入不要）

- 大雨により
  - 河川氾濫（ \_\_\_\_\_ 川）のおそれがある
  - \_\_\_\_\_ のおそれがある
- 地震により
  - 大津波警報
  - 津波警報
  - 津波注意報
 が発せられたため
- 地震により \_\_\_\_\_ の危険があるため
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

発信者氏名  
電 話  
F A X  
E - m a i l

7-1 河川現況

2級河川（4河川）

NO	河川名	流域 (k m <sup>2</sup> )	流路延長 (k m)
1	鷺別川	18.1	11.3
2	チマイベツ川	16.1	10.3
3	知利別川	9.7	3.1
4	ペトトル川	7.1	2.4
	合計	41.0	27.1

準用河川（5河川）

NO	河川名	流域 (k m <sup>2</sup> )	流路延長 (k m)
1	知利別川	9.7	1.1
2	本輪西川	10.7	2.5
3	コイカクシ川	5.6	3.0
4	ポロペケレオタ川	4.5	6.5
5	ペトトル川	7.1	2.3
	合計	37.6	15.4

普通河川（27河川）

NO	河川名	流域 (k m <sup>2</sup> )	流路延長 (k m)
1	水元沢川	0.6	2.4
2	奥鷺別川	0.8	1.4
3	奥水元沢川	0.7	0.7
4	高砂川	1.9	4.5
5	天神沢川	0.6	1.4
6	知利別1の沢川	0.1	0.4
7	ヤムクシナイ川	0.7	1.9
8	奥輪西川	0.9	1.1
9	本輪西1の沢川	0.4	1.1
10	本輪西2の沢川	0.1	0.4
11	本輪西3の沢川	0.2	0.7
12	コイカクシ1の沢川	0.3	0.5
13	コイカクシ2の沢川	0.7	0.7
14	コイカクシ3の沢川	0.2	0.3
15	ポロペケレオタ1の沢川	0.5	1.0
16	オクペトトル川	2.4	3.3
17	ペトトル1の沢川	0.9	0.9
18	ペトトル2の沢川	0.5	1.0
19	ペトトル3の沢川	0.6	1.4
20	南高平川	0.6	1.6
21	中幌萌川	0.8	2.1
22	幌萌川	0.8	1.6
23	ボンペケレオタ川	1.4	2.4
24	元室蘭川	1.8	2.2
25	小橋内川	2.7	1.7
26	清水沢川	0.1	0.6
27	追直沢川	0.1	0.4
	合計	21.4	37.7



7-2 洪水による浸水想定区域

1. 「水防法第14条」の指定を受けた河川（令和5年11月現在）

(1)	図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
	1	知利別川	知利別川	二級	水位周知	北海道

指定年月日	平成29年12月26日				
指定の根拠法令	水防法第14条第1項				
指定の前提となる降雨	知利別川流域の1時間総雨量 155mm (想定最大規模)				
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有			
	浸水継続時間	有			
	家屋倒壊等氾濫区域図	有			
災害発生予想区域（地区名）	天神町、知利別町1丁目～4丁目 宮の森町4丁目 中島町1丁目～4丁目 中島本町1丁目～2丁目 東町1丁目～2丁目、仲町				

(2)	図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
	2	鷺別川	鷺別川	二級	—	北海道

指定年月日	令和4年11月8日				
指定の根拠法令	水防法第14条第2項				
指定の前提となる降雨	鷺別川流域の1時間総雨量 152mm (想定最大規模)				
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有			
	浸水継続時間	—			
	家屋倒壊等氾濫区域図	—			
災害発生予想区域（地区名）	水元町、高砂町1丁目～5丁目 日の出町2丁目				

(3)	図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
	3	チマイベツ川	チマイベツ川	二級	—	北海道
		チマイベツ川	ペトルル川	二級	—	北海道

指定年月日	令和4年11月8日	
指定の根拠法令	水防法第14条第2項	
指定の前提となる降雨	チマイベツ川、ペトルル川流域の1時間総雨量 153mm（想定最大規模）	
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有
	浸水継続時間	—
	家屋倒壊等氾濫区域図	—
災害発生予想区域（地区名）	石川町、香川町	

## 2. その他河川（令和5年11月現在）

(1)	図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
	4	本輪西川	本輪西川	準用	—	室蘭市
		本輪西川	コイカクシ川	準用	—	室蘭市

前提となる降雨	本輪西川、コイカクシ川流域の1時間総雨量 48mm（50年に1回程度）	
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有
	浸水継続時間	—
	家屋倒壊等氾濫区域図	—
災害発生予想区域（地区名）	本輪西町1丁目、3丁目 港北町1丁目～4丁目	

## 7-3 土砂災害危険区域

### 1. 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

#### (1) 土砂災害防止法に基づく特別警戒区域及び警戒区域の指定を受けた箇所（328箇所）

（令和5年4月1日現在）

連番	番号 図面	危険区域の現況							指定年月日	
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数		急傾斜地 指定年月 日
1	①	急33	室蘭緑町3	緑町5番～8番	2.28	1.08	39	25	第1827号 S57.7.15	H19.3.30
2	②	急37	室蘭緑町1	緑町9番～10番 西小路町1番 海岸町3丁目8.9番	0.97	0.37	37	12		H19.3.30
3	②	急38	室蘭西小路2	西小路町1～5.7,14,15番	3.1	1.4	71	25		H19.3.20
4	②	急39	室蘭西小路1	西小路町13～17番	1.3	0.5	12	1		H19.3.20
5	②	急41	室蘭海岸町2	海岸町2丁目2番 海岸町3丁目3～5番	1.12	0.32	37	20	第1945号 H1.12.28	H20.6.27
6	②	急42	室蘭海岸町	海岸町2丁目5番～10番 12番	2.16	1.07	33	18	第1212号 S55.5.6	H21.3.27
7	②	急52	室蘭幕西町	幕西町2,3,6～9,11,13,15番	4.9	2.3	100	42	第1827号 S57.7.15	H18.2.24
8	②	急59	室蘭舟見町1丁目1	舟見町1丁目11番	0.8	0.2	8	6		H20.6.27
9	②③	急60	室蘭舟見町1丁目	舟見町1丁目10番	0.4	0.2	7	2	第561号 S56.3.24	H20.6.27
10	③	急73	室蘭新富町1丁目1	新富町1丁目5～6番	0.9	0.4	2	1		H21.3.27
11	③	急74	室蘭新富町1丁目2	新富町1丁目33～39番地	0.8	0.4	9	6		H21.3.27
12	③	急75	室蘭新富町1-2	新富町1丁目7,12,15,16番	1.5	0.6	35	14	第479号 S57.3.23	H18.3.22
13	③	急76	室蘭新富町1-1	新富町1丁目9番～12番 母恋北町2丁目8,10～11番	3.9	1.8	76	35	第295号 H3.3.4	H21.3.27
14	③	急77	室蘭新富町1丁目3	新富町1丁目14番	1.4	0.5	11	7		H21.3.27
15	③	急80	室蘭母恋北町1丁目2	母恋北町1丁目6,10～13番	1.13	0.36	27	16		H20.3.28
16	③	急81	室蘭母恋北町2-(1)	母恋北町2丁目13,15番	1.66	0.76	15	8	第479号 S57.3.23	<del>H20.3.28</del> H30.4.10
17	③	急82	室蘭母恋北町2-(2)	母恋北町2丁目7,11,13番	1.15	0.45	18	11	第1344号 S56.6.18	H20.3.28
18	③	急83	室蘭母恋北町3-(1)	母恋北町2丁目12～14番 母恋北町3丁目1番～3番	3.78	2.38	36	20	第1344号 S56.6.18	<del>H20.3.28</del> H30.4.10
19	③	急84	室蘭母恋北町3丁目1	母恋北町2丁目12番 母恋北町3丁目1～3番	1.41	0.82	21	15	第1344号 S56.6.18	H20.3.28
20	③	急85	室蘭母恋北町3-(2)	母恋北町3丁目2,3番	0.45	0.18	0	0		H20.3.28
21	③	急86	室蘭母恋北町3丁目2	母恋北町3丁目28番	0.17	0.05	3	2		H20.3.28
22	③	急88	室蘭母恋南町1丁目2	母恋南町1丁目6～8,32番 母恋北町2丁目12番	3.24	1.51	55	21		H20.3.28
23	③	急91	室蘭母恋南町1丁目3	母恋南町1丁目32番地	0.33	0.15	1	0		H21.3.27
24	③	急101	室蘭母恋南町4丁目7	母恋南町4丁目3,4番	1.53	0.87	19	14		H19.12.14
25	④	急128	室蘭御崎	御崎町2丁目1,7,10番	1.50	0.00	22	0	第284号 S47.1.31	H19.3.30
26	④	急138	室蘭大沢町2丁目2	大沢町2丁目16番	0.12	0.03	0	0		H18.3.30
27	④	急153	室蘭輪西1	輪西町1丁目2～4番 大沢町2丁目1,4,5,6,7番	0.6	0.2	14	8	第1827号 S57.7.15	H19.3.30 H20.3.28
28	⑦	急181	室蘭中島本町3丁目4	中島本町3丁目17,18,77番	1.38	0.56	13	8		H19.3.30
29	⑥⑦	急183	室蘭中島本町3-2	中島本町3丁目16～18,79番	2.18	0.88	36	17	第1945号 H1.12.28	H19.3.30
30	⑨	急188	室蘭高平町1	高平町5番地	1.1	0.4	11	3		H21.3.27
31	⑨	急189	室蘭高平町2	高平町5番地	1.5	0.7	16	10		H21.3.27
32	⑩	急195	室蘭港北町2丁目3	港北町2丁目341,357番	0.59	0.25	9	6		H19.12.14
33	④	急151	室蘭みゆき町1丁目2	みゆき町1丁目2番	0.48	0.15	6	4		H21.6.9
34	④	急154	室蘭輪西	みゆき町1丁目6番 輪西町1丁目5,14,15 大沢町2丁目18番	0.2	0.1	12	3		H21.6.9

連番	番号 図面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	
35	⑦	急180	室蘭中島本町3丁目2	中島本町3丁目71番地	0.16	0.05	0	0		H22.3.16
36	⑦	急297	室蘭中島本町3丁目3	中島本町3丁目70番地	0.17	0.05	1	1		H22.3.16
37	⑦	急182	室蘭中島本町3丁目5	中島本町3丁目15~17番	1.44	0.66	20	9		H22.3.16
38	⑥	急184	室蘭中島本町3丁目6	中島本町3丁目79番地	0.78	0.32	14	6		H22.3.16
39	②	急35	室蘭緑町2	緑町15番	0.66	0.25	6	4		H22.3.16
40	②	急36	室蘭緑町4	緑町13番、14番	0.14	0.05	5	3	第1994号 S62.12.10	H22.3.16
41	①	急34	室蘭緑町5	緑町3番、4番	1.40	0.51	7	4	第1344号 S56.6.18	H22.3.16
42	③	急61	室蘭舟見町2-1	舟見町2丁目1~3、6~7番 末町2丁目2~3番	3.92	0.85	95	36	第1935号 S53.6.17	H22.3.16
43	③	急66	室蘭山手町2丁目	山手町2丁目1番、2番	0.82	0.30	6	5	第479号 S57.3.23	H22.3.16
44	③	急65	室蘭山手町2丁目1	山手町2丁目5番	0.45	0.18	8	3		H22.3.16
45	③	急67	室蘭山手町2丁目2	山手町2丁目11番	0.62	0.16	4	1		H22.3.16
46	③	急68	室蘭山手町2丁目3	山手町2丁目3、4番	1.74	0.70	23	12		H22.3.16
47	⑨	急186	室蘭中島本町1丁目	中島本町1丁目14番~18番	2.10	0.95	27	6		H22.3.16
48	⑨	急187	室蘭中島本町1-1	中島本町1丁目16番	0.24 0.41	0.08 0.02	2 5	0 0	第1344号 S56.6.18	H22.3.16 H27.8.28
49	⑥	急166	室蘭知利別町1丁目	知利別町1丁目11番	0.22	0.07	0	0		H22.3.16
50	⑦	急168	室蘭知利別町3丁目1	知利別町3丁目18番	0.22	0.07	5	4		H22.3.16
51	⑦	急169	室蘭知利別町3丁目3	知利別町3丁目19番	0.51	0.21	7	4		H22.3.16
52	⑦	急293	室蘭知利別町3丁目4	知利別町3丁目20番	1.08	0.59	12	3		H22.3.16
53	⑨	急190	室蘭高平町3	高平町6番地	1.7	0.6	17	16		H22.3.16
54	⑨	急191	室蘭高平町4	高平町1番地	2.8	1.1	12	10		H22.3.16
55	⑥	急185	室蘭中島本町3丁目7	中島本町3丁目53番地	0.54	0.27	4	1		H22.3.16
56	④	急120	室蘭御前水2丁目6	御前水町2丁目16番	0.09	0.03	0	0		H22.3.16
57	⑩	急211	室蘭本輪西4丁目1	本輪西町5丁目16番	1.16	0.63	1	1		H22.3.26
58	④	急118	室蘭御前水2丁目4	御前水町2丁目11番	1.22	0.53	15	8		H22.3.16
59	⑩	急202	室蘭本輪西5丁目5	本輪西町5丁目13、14番	0.90	0.36	16	11		H22.3.26
60	⑩	急203	室蘭本輪西5丁目6	本輪西町5丁目13番	0.83	0.32	8	5		H22.3.26
61	⑩	急204	室蘭本輪西5丁目7	本輪西町5丁目11番12番	0.72	0.31	9	5		H22.3.26
62	③	急115	室蘭御前水2丁目2	御前水町2丁目12番	0.65	0.22	15	11		H22.3.16
63	④	急117	室蘭御前水2丁目3	御前水町2丁目11番19番	0.70	0.23	4	3		H22.3.16
64	⑩	急205	室蘭本輪西5丁目8	本輪西町5丁目9、12番	0.89	0.60	0	0		H22.3.26
65	⑩	急206	室蘭本輪西5丁目9	本輪西町5丁目10番	1.16	0.55	11	8		H22.3.26
66	⑩	急209	室蘭本輪西5丁目12	本輪西町5丁目9、10番	1.73	0.84	17	1		H22.3.26
67	⑩	急317	室蘭本輪西町5丁目3	本輪西町5丁目149番地	0.04	0.01	1	1		H22.3.26
68	⑥	急164	室蘭宮の森町2丁目	宮の森町2丁目7番	0.26	—	10	0		H23.1.7
69	①	急3	室蘭祝津町2丁目1	祝津町2丁目29番	2.17	0.83	48	24		H23.1.7
70	③	急72	室蘭入江町1	入江町9番地	1.46	0.61	9	6		H23.1.7
71	②	急28	室蘭増市町1丁目4	増市町1丁目21番	0.58	0.21	7	3		H23.1.7
72	②	急29	室蘭増市町1丁目5	増市町1丁目14番	0.07	0.03	3	2		H23.1.7

連番	番号 図面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警戒 区人家数	急傾斜地 指定年月 日	
73	②	急30	室蘭増市町1丁目6	増市町1丁目13、14番	3.49	1.84	47	14		H23.1.7
74	②	急32	室蘭増市町1丁目7	増市町1丁目19番	0.55	0.22	9	5		H23.1.7
75	②	急48	室蘭清水町2丁目1	清水町2丁目9番~11番	1.15	0.36	25	14		H23.1.7
76	②	急49	室蘭清水町2丁目2	清水町2丁目8番	0.34	0.06	5	4		H23.1.7
77	②	急50	室蘭清水町2丁目3	清水町2丁目7番	1.61	0.66	33	17		H23.1.7
78	④	急135	室蘭大沢町1丁目4	大沢町1丁目20,21番	2.00	1.19	7	7		H23.1.7
79	④	急136	室蘭大沢町1丁目5	大沢町1丁目20,21番	1.82	0.75	27	9		H23.1.7
80	⑥	急165	室蘭知利別町2丁目	知利別町2丁目22番	2.72	0.56	26	0		H23.1.7
81	⑦	急170	室蘭高砂町3丁目	高砂町3丁目18番地	0.09	0.02	1	1		H23.1.7
82	⑦	急176	室蘭水元町1	水元町1番	0.21	0.07	3	0		H23.1.7
83	⑦	急179	室蘭水元町4	水元町20番	0.49	0.13	7	3		H23.1.7
84	④	急141	室蘭大沢町2	大沢町2丁目23,25番	3.66	1.49	47	35	第1935号 S53.6.17	H23.4.19
85	④	急144	室蘭大沢町3丁目2	大沢町3丁目1番~3番	1.36	0.55	20	10		H23.4.19
86	①	急6	室蘭港南町1丁目	港南町1丁目2番、12番~14番	2.25	0.70	41	12	第1212号 S55.5.6	H23.4.19
87	①	急8	室蘭港南町2丁目1	港南町2丁目1番	0.41	0.22	21	0		H23.4.19
88	①	急9	室蘭港南町2丁目2	港南町2丁目3番	0.63	0.36	6	4		H23.4.19
89	①	急10	室蘭港南町2丁目3	港南町2丁目3番	0.13	0.05	1	0		H23.4.19
90	①	急15	室蘭港南町2丁目7	港南町2丁目17番	1.25	0.54	14	13		H23.4.19
91	⑦	急172	室蘭天神町2	天神町2丁目2番地245番地	0.05	0.01	1	1		H23.4.19
92	⑦	急174	室蘭天神町5	天神町2丁目2番地	0.55	0.23	10	4		H23.4.19
93	⑦	急175	室蘭天神町6	天神町2丁目84番地	0.06	0.02	1	1		H23.4.19
94	⑦	急296	室蘭天神町7	天神町19番	0.15	0.07	1	0		H23.4.19
95	③	急104	室蘭母恋南町3丁目1	母恋南町3丁目12番	0.88	0.26	6	1		H23.7.5
96	③	急105	室蘭母恋南町3丁目2	母恋南町3丁目46番地	0.04	0.01	3	3		H23.7.5
97	③	急106	室蘭母恋南町3丁目3	母恋南町3丁目17番	0.42	0.14	7	3		H23.7.5
98	③	急107	室蘭母恋南町3丁目4	母恋南町3丁目15,21番	0.62	0.25	17	6		H23.7.5
99	③	急108	室蘭母恋南町3丁目7	母恋南町3丁目48番地	0.49	0.14	7	5		H23.7.5
100	③	急109	室蘭母恋南町3丁目8	母恋南町3丁目22番、27番	0.73	0.26	23	14		H23.7.5
101	③	急110	室蘭母恋南町3丁目9	母恋南町3丁目25番、30番 2丁目53番、62番	1.84	0.69	29	11		H23.7.5
102	③	急111	室蘭母恋南町2丁目1	母恋南町2丁目56番	0.86	0.34	15	5		H23.7.5
103	③	急112	室蘭母恋南町2丁目2	母恋南町2丁目56番	0.74	0.32	10	6		H23.7.5
104	③	急273	室蘭母恋南町4丁目6	母恋南町4丁目46番	0.29	0.10	1	1		H23.7.5
105	③	急95	室蘭母恋南町5丁目4	母恋南町5丁目5番	0.51	0.17	7	7		H24.6.15
106	③	急94	室蘭母恋南町5丁目3	母恋南町5丁目15番	0.09	0.02	4	1		H21.3.27
107	③	急93	室蘭母恋南町5丁目2	母恋南町5丁目7番、13~16番	0.71	0.24	16	10		H21.3.27
108	③	急92	室蘭母恋南町5丁目1	母恋南町5丁目10番~12番	1.88	0.69	31	11		H21.3.27
109	③	急102	室蘭母恋南町4丁目9	母恋南町4丁目1~3番	0.96	0.38	17	6		H21.3.27
110	③	急274	室蘭母恋南町4丁目8	母恋南町4丁目3番	0.50	0.21	2	1		H21.3.27

連番	番号 図面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警戒 区域人 家数	急傾斜地 指定年月 日	
111	③	急 100	室蘭母恋南町 4 丁目 5	母恋南町 4 丁目 4 番 5 番	0.89	0.41	12	8		H21. 3. 27
112	③	急 99	室蘭母恋南町 4 丁目 4	母恋南町 4 丁目 5 番	0.51	0.18	10	4		H21. 3. 27
113	③	急 96	室蘭母恋南町 4 丁目 1	母恋南町 5 丁目 5 番 4 丁目 10 番	0.84	0.36	12	5		H21. 3. 27
114	①	急 254	室蘭祝津町 3 丁目 3	祝津町 3 丁目 1 5 番	0.2	0.06	0	0		H24. 11. 2
115	①	急 243	室蘭祝津町 3 丁目 2	祝津町 3 丁目 16 番	0.61	0.06	0	0		H24. 11. 2
116	⑬	急 237	室蘭白鳥台 4 丁目	白鳥台 4 丁目 7, 8, 番地	0.39	0	0	0		H24. 11. 2
117	①	急 7	室蘭港南町	港南町 1 丁目 20 番~29 番 小橋内 1 丁目 1~8, 20~25	5.24	0.31	119	8	第 3391 号 S51. 10. 6	H24. 11. 2
118	⑩	急 299	室蘭港北町 2 丁目 2	港北町 2 丁目 3 3 4 番地	0.12	0.03	2	2		H24. 11. 2
119	⑦	急 177	室蘭水元町 2	水元町 9, 10, 14, 1516, 18 番	1.21	0.48	2	1		H24. 11. 2
120	⑤	急 160	室蘭東町 5-1	東町 5 丁目 7, 13, 14 番	2.02	0.54	42	3	第 3595 号 S52. 12. 10	H24. 11. 2
121	④	急 126	室蘭御崎町 2 丁目 3	御崎町 2 丁目 1 6 番	0.26	0.09	7	3		H24. 11. 2
122	④	急 125	室蘭御崎町 2 丁目 2	御崎町 2 丁目 1 7 番	0.74	0.3	11	4		H24. 11. 2
123	①	急 19	室蘭小橋内 1 丁目 3	小橋内町 1 丁目 2 3 番	0.95	0.49	4	2		H24. 11. 2
124	④	急 142	室蘭大沢町 2 丁目 7	大沢町 2 丁目 2 1 番	0.11	0.04	0	0		H24. 11. 2
125	④	急 284	室蘭大沢町 2 丁目 3	大沢町 2 丁目 2 7 番	0.41	0.16	1	0		H24. 11. 2
126	②	急 31	室蘭増市町 2 丁目 2	増市町 2 丁目 1 番	0.15	0	5	0		H24. 11. 2
127	⑨	急 192	室蘭高平町 6	高平町 2 7 番地	0.2	0.1	5	0		H24. 11. 2
128	②	急 40	室蘭西小路・沢町	西小路町 11, 12 番 沢町 1~3, 5~7 番 海岸町 3 丁目 12 番	2.4 0.1	1 0.0	47 3	21 1	第 980 号 S57. 5. 13	H19. 3. 20
129	②	急 40	室蘭西小路・沢町 2	西小路町	0.1	0.0	3	1		H24. 11. 2
130	③	急 64	室蘭舟身町 2 丁目 1	舟見町 2 丁目 8 番	0.3	0.1	4	1		H24. 11. 2
131	③	急 62	室蘭舟身町 2-2	舟見町 2 丁目 5 番	0.1	0.00	4	1	第 1462 号 S63. 9. 5	H24. 11. 2
132	①	急 251	室蘭絵鞆町 3 丁目	絵鞆町 3 丁目 5 番	0.03	0.01	1	0		H25. 1. 11
133	①	急 14	室蘭港南町 2 丁目 6	港南町 2 丁目 1 3 番	0.59	0.22	12	8		H25. 1. 11
134	①	急 12	室蘭港南町 2 丁目 5	港南町 2 丁目 2 2 番~2 4 番	1.46	0.68	36	9		H25. 1. 11
135	①	急 11	室蘭港南町 2 丁目 4	港南町 2 丁目 2 4 番	0.2	0.08	6	4		H25. 1. 11
136	①	急 13	室蘭港南町 2 丁目	港南町 2 丁目 2 1 番	0.81	0.14	20	3	第 1994 号 S62. 12. 10	H25. 1. 11
137	⑦	急 173	室蘭天神町 4	天神町 2 7 番	1.13	0.08	5	0	第 1517 号 H15. 8. 26	H25. 1. 11
138	⑦	急 171	室蘭天神町 1	天神町 3 3 番 3 6 番	1.36	0.53	65	9		H25. 1. 11
139	①	急 244	室蘭増市町 1 丁目 1	増市町 1 丁目 2 5 8 番地	2.55	0.73	12	0		H25. 1. 11
140	①	急 26	室蘭増市町 1 丁目 2	増市町 1 丁目 1, 6 番	1.86	1.32	4	0		H26. 2. 21
141	⑨⑩	急 223	室蘭本輪西 2 丁目 2	本輪西町 2 丁目 5 番~9 番	4.09	1.6	34	12		H26. 2. 21
142	②	急 45	室蘭沢町 2	沢町 14 番~17 番、22 番	1.25	0.42	22	11		H26. 2. 21
143	③	急 103	室蘭母恋南町 3-3	母恋南町 3 丁目 1, 2, 5, 6, 7 2 丁目 6, 9, 18, 19	4.36	0.38	90	9	第 1178 号 S63. 7. 18	H26. 2. 21
144	③	急 69	室蘭山手町 2 丁目 4	山手町 2 丁目 2 番	3.67	0.80	7	5		H26. 6. 20
145	⑥	急 247	室蘭東町 3 丁目 4	東町 3 丁目 1 8 番	1.39	-	17	-		H27. 3. 27
146	⑤	急 157	室蘭東町 3 丁目 3	東町 3 丁目 1 3 番	0.41	0.12	10	8		H27. 3. 27
147	⑤	急 246	室蘭東町 3 丁目 2	東町 3 丁目 1 3 番	0.45	0.12	2	0		H27. 3. 27
148	⑤	急 291	室蘭東町 3 丁目 1	東町 3 丁目 1 1 番	0.35	0.11	5	4		H27. 3. 27

連番	番号 図面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警戒 区域人 家数	急傾斜地 指定年月 日	
149	⑤	急 156	室蘭東町 3	東町 3 丁目 4 番	1.11	0.34	11	7	第 561 号 S56.3.24	H27.3.27
150	②	急 55	室蘭常盤町 3	常盤町 11 番 12 番	0.21	0.06	3	3		H27.3.27
151	②	急 53	室蘭常盤町 2	常盤町 1 番 中央町 1 丁目 3. 4 番 幕西町 3 番～6 番	2.67	0.68	46	23	第 11 号 S61.1.6	H27.3.27
152	②	急 54	室蘭常盤町 1	常盤町 11 番	0.24	0.07	3	2		H27.3.27
153	②	急 56	室蘭常盤町	常盤町 8, 9, 13, 14 番	2.07	0.66	53	27	第 3959 号 S52.12.10	H27.3.27
154	⑪	急 235	室蘭陣屋町 3 丁目 2	陣屋町 3 丁目 1 8 番	0.25	0	0	0		H28.3.29
155	⑪	急 234	室蘭陣屋町 3 丁目 1	陣屋町 3 丁目 1 4 番	0.53	0.21	3	1		H28.3.29
156	⑤	急 290	室蘭輪西町 3 丁目 2	輪西町 3 丁目 7 番	0.76	0.27	2	0		H29.3.24
157	⑤	急 155	室蘭輪西町 3 丁目 1	輪西町 3 丁目 7 番	1.44	0.53	64	33		H29.3.24
158	⑤	急 161	室蘭東町 5 丁目 2	東町 5 丁目 1 番	0.29	0.10	35	3		H29.3.24
159	⑤	急 159	室蘭東町 5 丁目 1	東町 5 丁目 1 番 輪西町 3 丁目 7 番	1.29	0.53	2	0		H29.3.24
160	⑤	急 158	室蘭東町 5-2	東町 5 丁目 16 番 2 9 番	0.41	0.07	17	5	第 1344 号 S56.6.18	H29.3.24
161	④	急 278	室蘭御前水町 2 丁目 8	御前水町 2 丁目 1 7 番	0.23	0.09	0	0		H29.3.24
162	④	急 277	室蘭御前水町 2 丁目 7	御前水町 2 丁目 3 番	0.25	0.08	0	0		H29.3.24
163	④	急 119	室蘭御前水 2 丁目 5	御前水町 2 丁目 1 0 番	0.25	0.10	32	30		H29.3.24
164	③	急 114	室蘭御前水 2 丁目 1	御前水町 2 丁目 1 8 番地	0.51	0.02	0	0		H29.3.24
165	④	急 116	室蘭御前水 2	御前水町 2 丁目 2 0 番	0.35	0.03	14	2	第 980 号 S57.5.13	H29.3.24
166	④	急 279	室蘭御前水町 1 丁目 3	御前水町 1 丁目 4 番	0.19	0.05	4	3		H29.3.24
167	④	急 245	室蘭御前水町 1 丁目 2	御前水町 1 丁目 1 6 番 1 7 番	0.33	0.08	10	6		H29.3.24
168	④	急 121	室蘭御前水 1 丁目 1	御前水町 1 丁目 2 2 番	0.35	—	5	—		H29.3.24
169	④	急 123	室蘭御前水 1-2	御前水町 1 丁目 1 6 番	0.14	0.04	4	0	第 1307 号 S58.7.4	H29.3.24
170	④	急 122	室蘭御前水 1	御前水町 1 丁目 1 8 番	0.08	—	5	—	第 1344 号 S56.6.18	H29.3.24
171	④	急 148	室蘭大沢町 3 丁目 9	大沢町 3 丁目 1 4 番	0.41	0.15	12	9		H29.3.24
172	④	急 289	室蘭大沢町 3 丁目 8	大沢町 3 丁目 12 番	0.17	0.06	2	2		H29.3.24
173	④	急 147	室蘭大沢町 3 丁目 5	大沢町 3 丁目 8, 11 番	0.28	0.12	5	3		H29.3.24
174	④	急 146	室蘭大沢町 3 丁目 4	大沢町 3 丁目 6 番	0.14	0.03	2	2		H29.3.24
175	④	急 145	室蘭大沢町 3 丁目 3	大沢町 3 丁目 3、4 番	0.43	0.15	6	3		H29.3.24
176	④	急 149	室蘭大沢町 3 丁目 10	大沢町 3 丁目 1 4 番	0.23	0.07	6	5		H29.3.24
177	④	急 143	室蘭大沢町 3 丁目 1	大沢町 2 丁目 2 2 番、3 丁目 1 番	0.19	0.05	3	3		H29.3.24
178	④	急 152	室蘭みゆき町 1 丁目 3	みゆき町 1 丁目 1 1 番	0.30	0.08	5	3		H29.3.24
179	④	急 150	室蘭みゆき町 1 丁目 1	みゆき町 1 丁目 7 番	0.77	0.24	5	2		H29.3.24
180	④	急 127	室蘭御崎町 2 丁目 4	御崎町 2 丁目 9 番	0.32	0.12	4	2		H29.5.19
181	④	急 124	室蘭御崎町 2 丁目 1	御崎町 2 丁目 1 7 番	0.25	0.03	0	0		H29.5.19
182	④	急 129	室蘭御崎町 2	御崎町 2 丁目 2 番	1.68	0.18	7	0	第 1945 号 H1.12.28	H29.5.19
183	④	急 288	室蘭大沢町 3 丁目 7	大沢町 3 丁目 1 3 番	0.16	0.03	4	0		H29.5.19
184	④	急 287	室蘭大沢町 3 丁目 6	大沢町 3 丁目 1 0 番	0.12	0.04	2	1		H29.5.19
185	④	急 286	室蘭大沢町 2 丁目 8	大沢町 2 丁目 2 4 番	0.03	0.01	1	1		H29.5.19
186	④	急 285	室蘭大沢町 2 丁目 6	大沢町 2 丁目 3 0 番	0.14	0.03	1	1		H29.5.19

連番	番 号 面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	
187	④	急 140	室蘭大沢町 2 丁目 5	大沢町 2 丁目 2 8 番	0.15	0.04	2	2		H29.5.19
188	④	急 139	室蘭大沢町 2 丁目 4	大沢町 2 丁目 2 7 番	1.19	0.47	8	8		H29.5.19
189	④	急 283	室蘭大沢町 2 丁目 1	大沢町 2 丁目 1 4 番	0.13	0.04	3	2		H29.5.19
190	④	急 282	室蘭大沢町 1 丁目 9	大沢町 1 丁目 2 4 番	0.09	0.04	1	0		H29.5.19
191	④	急 315	室蘭大沢町 1 丁目 8	大沢町 1 丁目 2 5 番	0.06	0.02	1	1		H29.5.19
192	④	急 137	室蘭大沢町 1 丁目 7	大沢町 1 丁目 25,26 番	0.27	0.08	7	6		H29.5.19
193	④	急 281	室蘭大沢町 1 丁目 6	大沢町 1 丁目 2 6 番	0.03	0.01	1	1		H29.5.19
194	④	急 134	室蘭大沢町 1 丁目 3	大沢町 1 丁目 1 5 番	0.17	0.06	4	2		H29.5.19
195	④	急 133	室蘭大沢町 1 丁目 2	大沢町 1 丁目 1 4 番～1 6 番	0.62	0.19	17	10		H29.5.19
196	④	急 130	室蘭大沢町 1 丁目 1	大沢町 1 丁目 1, 2, 5, 6, 7	3.20	0.73	9	1		H29.5.19
197	④	急 132	室蘭大沢町 1-1	大沢町 1 丁目 8～1 1	1.99	0.21	25	5	第 1935 号 S53.6.17	H29.5.19
198	④	急 131	室蘭大沢町 1	大沢町 1 丁目 2, 3, 4	0.82	—	11	—	第 112 号 H15.1.28	H29.5.19
199	⑩	急 301	室蘭港北町 5 丁目 4	港北町 5 丁目 9 4 番地	0.11	0.05	1	1		H30.3.30
200	⑩	急 200	室蘭港北町 5 丁目 3	港北町 5 丁目 1 2 0 番地	0.34	0.14	5	—		H30.3.30
201	⑩	急 199	室蘭港北町 5 丁目 2	港北町 5 丁目 1 0 7 番	0.22	0.06	—	—		H30.3.30
202	⑩	急 198	室蘭港北町 5 丁目 1	港北町 5 丁目 7 0 番地、1 0 4 番	1.15	0.49	5	3		H30.3.30
203	⑩	急 197	室蘭港北町 4 丁目 3	港北町 4 丁目 3 1 番	1.32	0.53	2	1		H30.3.30
204	⑩	急 196	室蘭港北町 4 丁目 2	港北町 4 丁目 4～7 番 3 4 番	1.75	0.76	16	6		H30.3.30
205	⑩	急 300	室蘭港北町 4 丁目 1	港北町 4 丁目 1 1 番	0.35	0.13	3	1		H30.3.30
206	⑨	急 194	室蘭港北町 3 丁目	港北町 3 丁目 5, 6, 9, 10, 11, 15, 16 番	1.48	0.54	21	2		H30.3.30
207	⑨	急 193	室蘭港北町 3	港北町 3 丁目 3 番	4.24	1.96	18	6	第 1307 号 S58.7.4	H30.3.30
208	⑩	急 250	室蘭港北町 2 丁目 1	港北町 2 丁目 324 番地	0.15	0.07	1	1		H30.3.30
209	⑩	急 322	室蘭港北町 1 丁目	港北町 2 丁目 1 5 番	0.41	0.13	5	0		H30.3.30
210	⑦	急 178	室蘭水元町 3	水元町 1 9 番	0.14	0.04	3	2		H30.3.30
211	⑦	急 295	室蘭天神町 3	天神町 2 1 2 番地	0.15	0.04	3	3		H30.3.30
212	⑨	急 298	室蘭高平町 5	高平町 2 7 番地	0.44	0.19	1	1		H30.5.22
213	⑦	急 294	室蘭知利別町 4 丁目 2	知利別町 4 丁目 2 9 番	0.08	0.02	2	2		H30.5.22
214	⑦	急 320	室蘭知利別町 4 丁目 1	知利別町 4 丁目 1 0, 1 1 番	0.50	0.19	0	0		H30.5.22
215	⑦	急 292	室蘭知利別町 3 丁目 2	知利別町 3 丁目 1 8 番	0.21	0.08	2	1		H30.5.22
216	⑥	急 167	室蘭知利別町 2-2	知利別町 2 丁目 3 3 番	0.11	—	2	—	第 1307 号 S58.7.4	H30.5.22
217	③	急 89	室蘭母恋南町 1	母恋南町 1 丁目 1 1 番	2.18	0.97	11	8	第 1344 号 S56.6.18	H30.5.22
218	③	急 90	室蘭母恋南町	母恋南町 1 丁目 9 番 1 0 番	0.98	0.19	16	3	第 711 号 S45.3.31	H30.5.22
219	③	急 271	室蘭母恋北町 3 丁目 3	母恋北町 3 丁目 2 8 番地	0.03	0.01	1	1		H30.5.22
220	④	急 280	室蘭御崎町 2 丁目 5	御崎町 2 丁目 1 6 番	0.14	0.05	2	2		H30.5.22
221	⑥	急 248	室蘭寿町 3 丁目	寿町 3 丁目 2 5 番	0.25	—	0	—		H30.5.22
222	⑦	急 321	室蘭中島本町 3 丁目 1	中島本町 3 丁目	0.92	0.38	0	0		H30.5.22



連番	番 号 面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	
223	①	急 318	室蘭絵鞆町 2 丁目 2	絵鞆町 2 丁目 1 1 番	1.06	0.36	1	0		R1. 8. 30
224	①	急 1	室蘭絵鞆町 2 丁目 1	絵鞆町 2 丁目 1 0 番	0.15	0.04	4	0		R1. 8. 30
225	①	急 2	室蘭祝津町 3 丁目 1	祝津町 3 丁目 3 番	5.68	2.24	10	2		R1. 8. 30
226	①	急 5	室蘭祝津町 2 丁目 5	祝津町 2 丁目 5 番	1.95	1.34	22	7		R1. 8. 30
227	①	急 253	室蘭祝津町 2 丁目 4	祝津町 2 丁目 6 番	0.36	0.17	20	9		R1. 8. 30
228	①	急 4	室蘭祝津町 2 丁目 3	祝津町 2 丁目 6 番	0.56	0.23	5	5		R1. 8. 30
229	①	急 252	室蘭祝津町 2 丁目 2	祝津町 2 丁目 2 5 番	0.26	0.09	0	0		R1. 8. 30
230	①	急 242	室蘭祝津町 1 丁目	祝津町 1 丁目 1 番	0.82	0.37	1	0		R1. 8. 30
231	⑫	急 314	室蘭石川町 5	石川町 2 番地	0.43	0.19	2	2		R1. 8. 30
232	⑬	急 330	室蘭石川町 3	石川町	1.58	0.72	0	0		R1. 8. 30
233	⑬	急 312	室蘭石川町 1	石川町 1 9 2 番地	1.25	0.56	1	1		R1. 8. 30
234	⑪	急 326	室蘭白鳥台 2 丁目	白鳥台 2 丁目 1 番	0.68	0.28	0	0		R1. 8. 30
235	⑪	急 238	室蘭白鳥台 1 丁目 1	白鳥台 1 丁目 4 番地	0.40	0.15	6	0		R1. 8. 30
236	①	急 17	室蘭港南町 2 丁目 9	港南町 2 丁目 8 番	0.71	0.19	15	3		R1. 8. 30
237	①	急 16	室蘭港南町 2 丁目 8	港南町 2 丁目 2 0 番	0.18	0.07	3	3		R1. 8. 30
238	②	急 51	室蘭清水町 2 丁目 4	清水町 2 丁目 4 番、5 番	1.00	0.42	26	10		R1. 8. 30
239	②	急 47	室蘭清水町 1 丁目	清水町	0.33	0.17	0	0		R1. 8. 30
240	③	急 98	室蘭母恋南町 4 丁目 3	母恋南町 4 丁目 1 1 番	0.39	0.17	3	1		R1. 8. 30
241	③	急 97	室蘭母恋南町 4 丁目 2	母恋南町 4 丁目 1 2 番	1.16	0.73	0	0		R1. 8. 30
242	③	急 319	室蘭母恋南町 3 丁目 6	母恋南町 3 丁目	1.33	1.12	0	0		R1. 8. 30
243	③	急 276	室蘭母恋南町 3 丁目 5	母恋南町 3 丁目 6 2 番地	0.73	0.48	0	0		R1. 8. 30
244	③	急 113	室蘭母恋南町 2 丁目 4	母恋南町 2 丁目 2 7 番	0.66	0.27	15	8		R1. 8. 30
245	③	急 275	室蘭母恋南町 2 丁目 3	母恋南町 2 丁目 1 9 番	0.13	—	2	—		R1. 8. 30
246	③	急 272	室蘭母恋北町 1 丁目 3	母恋北町 1 丁目 1 2 番	0.09	—	3	—		R1. 8. 30
247	③	急 79	室蘭母恋北町 1 丁目 1	母恋北町 1 丁目 6 番	0.35	0.11	14	5		R1. 8. 30
248	②	急 259	室蘭栄町 1 丁目	栄町 1 丁目 1 2 7 番	0.33	0.13	1	0		R1. 8. 30
249	②	急 58	室蘭栄町	栄町 1 丁目 9 番～1 3 番	1.02	0.10	19	0	第 3595 号 S52. 12. 10	R1. 8. 30
250	⑥	急 163	室蘭日の出町 3 丁目 3	日の出町 3 丁目 1 7 番	0.50	0.19	8	4		R1. 8. 30
251	⑥	急 162	室蘭日の出町 3 丁目 2	日の出町 3 丁目 16, 17 番	0.53	0.19	9	4		R1. 8. 30
252	⑥	急 249	室蘭日の出町 3 丁目 1	日の出町 3 丁目 5 番	1.61	0.63	11	11		R1. 8. 30
253	②	急 57	室蘭幸町	幸町 12, 13, 14 番 本町 7, 8 番	1.26	0.02	7	0	第 43 号 H7. 1. 13	R1. 8. 30
254	②	急 258	室蘭常盤町 4	清水町 2 丁目 4 番 常盤町 1 8 番	0.41	0.27	0	0		R1. 8. 30
255	⑪	急 329	室蘭崎守町 7	崎守町	1.25	0.61	0	0		R1. 8. 30
256	⑪	急 328	室蘭崎守町 6	崎守町	1.51	0.86	0	0		R1. 8. 30

連番	番 号 図 面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警戒 区域人家数	急傾斜地 指定年月 日	
257	⑪	急 327	室蘭崎守町 5	崎守町	1.64	0.95	0	0		R1.8.30
258	⑫	急 311	室蘭崎守町 4	崎守町 3 8 1 番地	0.26	0.11	1	0		R1.8.30
259	⑫	急 241	室蘭崎守町 3	崎守町 3 8 1 番地	1.51	0.61	6	4		R1.8.30
260	⑪	急 240	室蘭崎守町 2	崎守町 9 9 番地	0.34	0.14	4	1		R1.8.30
261	⑪	急 239	室蘭崎守町 1	崎守町 7 4 番地	0.71	0.31	4	2		R1.8.30
262	②	急 25	室蘭小橋内 2 丁目 4	小橋内町 2 丁目 1 7 番	0.07	0.02	2	0		R1.8.30
263	①	急 24	室蘭小橋内 2 丁目 3	小橋内町 2 丁目 8 番	0.68	0.28	9	3		R1.8.30
264	①	急 256	室蘭小橋内町 2 丁目 2	小橋内町 2 丁目 1 5 番	0.26	0.12	4	0		R1.8.30
265	①	急 20	室蘭小橋内 2 丁目 1	小橋内町 2 丁目 1 番	1.62	0.76	28	9		R1.8.30
266	①	急 21	室蘭小橋内 2	西小路町 2 丁目 1 4 番	0.07	—	4	—	第 1344 号 S56.6.18	R1.8.30
267	①	急 22	室蘭小橋内 1 丁目 4	小橋内町 1 丁目 3 1 番	0.43	0.09	6	3		R1.8.30
268	①	急 255	室蘭小橋内町 1 丁目 2	小橋内町 1 丁目 1 7 番	0.03	0.01	2	1		R1.8.30
269	①	急 18	室蘭小橋内 1 丁目 1	小橋内町 1 丁目 9、10、17 番	1.42	0.41	65	29		R1.8.30
270	②	急 27	室蘭増市町 2 丁目 1	増市町 2 丁目 7 番	0.54	0.20	8	4		R1.8.30
271	①	急 257	室蘭増市町 1 丁目 3	増市町 1 丁目 4 番	1.23	0.46	25	11		R1.8.30
272	③	急 261	室蘭舟見町 2 丁目 3	舟見町 2 丁目 8 8 番	0.25	0.03	3	0		R2.12.4
273	③	急 260	室蘭舟見町 2 丁目 2	舟見町 2 丁目 8 9 番	0.06	0.01	1	0		R2.12.4
274	③	急 63	室蘭舟見町	舟見町 2 丁目 8 番	0.74	0.18	11	0	第 2335 号 S51.6.29	R2.12.4
275	②	急 46	室蘭沢町 3	沢町 1 3 番、1 4 番	0.37	0.15	10	4		R2.12.4
276	②	急 44	室蘭沢町 1	沢町 2 3 番 2 4 番	0.65	0.20	9	3		R2.12.4
277	③	急 262	室蘭山手町 3 丁目 1	山手町 1 丁目 1 番、4 番	1.08	0.33	17	1		R2.12.4
278	③	急 70	室蘭山手町 3 丁目	山手町 3 丁目 1 0 番	0.43	0.01	12	0	第 479 号 S57.3.23	R2.12.4
279	③	急 263	室蘭山手町 1 丁目 2	山手町 1 丁目 3 番	0.36	0.09	0	0		R2.12.4
280	③	急 71	室蘭山手町 1 丁目 1	山手町 1 丁目 2 番	0.98	0.36	14	13		R2.12.4
281	⑪	急 236	室蘭陣屋町 4 丁目	陣屋町 4 丁目 4、5、7、番地	0.74	0.28	3	1		R3.3.16
282	③	急 270	室蘭茶津町 4	茶津町	1.16	0.50	0	0		R3.3.16
283	④	急 269	室蘭茶津町 3	茶津町	0.53	0.19	2	2		R3.3.16
284	③	急 268	室蘭茶津町 2	茶津町	0.13	0.05	0	0		R3.3.16
285	③④	急 78	室蘭茶津町 1	茶津町	1.6	0.53	2	0		R3.3.16
286	②	急 43	室蘭海岸町 3	海岸町 2 丁目 3 番、5 番	1.05	0.04	24	0		R3.3.16
287	⑩	急 201	室蘭本輪西 5 丁目 4	本輪西町 5 丁目 1 5 番	0.73	0.26	6	5		R3.3.16
288	⑩	急 302	室蘭本輪西町 5 丁目 2	本輪西町 5 丁目 4 0 番	0.12	0.04	1	1		R3.3.16

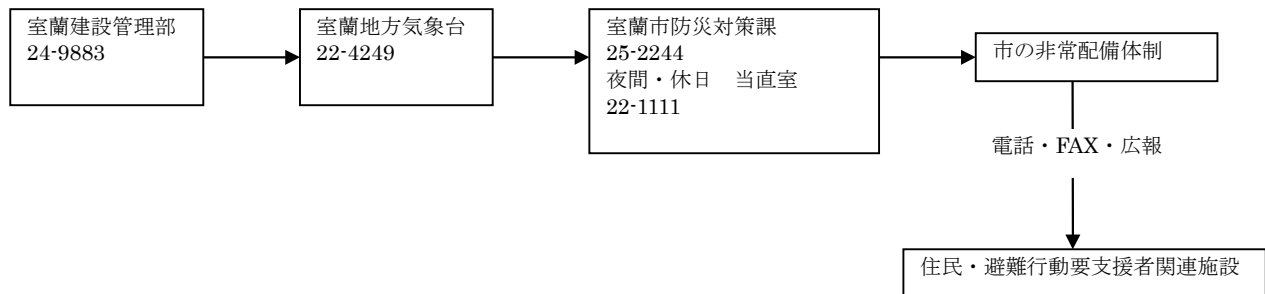
連番	番 号 面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	
289	⑩	急 210	室蘭本輪西 5 丁目 14	本輪西町 5 丁目 4 番	0.28	0.08	2	2		R3.3.16
290	⑩	急 303	室蘭本輪西町 5 丁目 13	本輪西町 5 丁目 3 番	0.19	0.06	1	1		R3.3.16
291	⑩	急 208	室蘭本輪西 5 丁目 11	本輪西町 5 丁目 8 番 幌萌町 5 9 番地、1 0 4 番地、	1.94	0.77	17	8		R3.3.16
292	⑩	急 207	室蘭本輪西 5 丁目 10	本輪西町 5 丁目 1、2 番	0.94	0.39	7	4		R3.3.16
293	⑩	急 316	室蘭本輪西町 5 丁目 1	本輪西町 5 丁目 154 番地	0.18	0.06	1	1		R3.3.16
294	⑩	急 304	室蘭本輪西町 4 丁目 8	本輪西町 4 丁目 1 8 番	0.23	0.04	4	3		R3.3.16
295	⑩	急 217	室蘭本輪西 4 丁目 7	本輪西町 4 丁目 3 6 4 番地	0.26	0.08	2	2		R3.3.16
296	⑩	急 216	室蘭本輪西 4 丁目 6	本輪西町 4 丁目 1 9 番 2 0 番	0.80	0.30	15	4		R3.3.16
297	⑩	急 215	室蘭本輪西 4 丁目 5	本輪西町 4 丁目 2 0 番	0.16	0.06	4	3		R3.3.16
298	⑩	急 214	室蘭本輪西 4 丁目 4	本輪西町 4 丁目 6 番 3 9 3 番地	1.72	0.70	32	20		R3.3.16
299	⑩	急 213	室蘭本輪西 4 丁目 3	本輪西町 4 丁目 1 1 番 1 2 番	1.07	0.45	14	10		R3.3.16
300	⑩	急 212	室蘭本輪西 4 丁目 2	本輪西町 4 丁目 1 0 番 幌萌町 5 8 番地	2.37	1.02	21	10		R3.3.16
301	⑩	急 306	室蘭本輪西町 3 丁目 7	本輪西町 3 丁目 3 2 番	0.28	0.12	3	3		R3.3.16
302	⑩	急 222	室蘭本輪西 3 丁目 6	本輪西町 3 丁目 6 番	0.36	0.11	11	9		R3.3.16
303	⑩	急 221	室蘭本輪西 3 丁目 5	本輪西町 3 丁目 5, 7, 8, 11, 12 番	0.98	0.18	21	8		R3.3.16
304	⑩	急 220	室蘭本輪西 3 丁目 4	本輪西町 3 丁目 2 5 番	1.30	0.57	26	13		R3.3.16
305	⑩	急 219	室蘭本輪西 3 丁目 3	本輪西町 3 丁目 2 8 番	0.70	0.28	11	4		R3.3.16
306	⑩	急 218	室蘭本輪西 3 丁目 2	本輪西町 3 丁目 2 5 0 番地	0.93	0.32	19	5		R3.3.16
307	⑩	急 305	室蘭本輪西町 3 丁目 1	本輪西町 3 丁目 2 5 0 番地	0.15	0.06	2	1		R3.3.16
308	⑨	急 308	室蘭本輪西町 2 丁目 3	本輪西町 2 丁目 1 8 番	0.52	0.01	0	0		R3.3.16
309	⑨	急 224	室蘭本輪西 2-4	本輪西町 2 丁目 8, 11, 12 番	1.56	0.65	7	3		R3.3.16
310	⑨	急 226	室蘭本輪西 2-25	本輪西町 2 丁目 1 番 1 8 番	1.68	0.37	8	1	第 561 号 S56.3.24	R3.3.16
311	⑨	急 225	室蘭本輪西 2-2	本輪西町 2 丁目 2 番、1 4 番	0.54	0.08	8	3	第 561 号 S56.3.24	R3.3.16
312	③	急 267	室蘭新富町 2 丁目 2	新富町 2 丁目 9 番	0.07	0.02	1	1		R3.3.16
313	③	急 266	室蘭新富町 2 丁目 1	新富町 2 丁目 9 番	0.08	0.03	1	1		R3.3.16
314	⑪	急 309	室蘭幌萌町 8	幌萌町 2 4 0 番地	1.89	0.17	13	0		R3.3.16
315	⑪	急 233	室蘭幌萌町 7	幌萌町 4 4 番地	0.16	0.04	2	2		R3.3.16
316	⑪	急 232	室蘭幌萌町 6	幌萌町 42, 43 番地	1.23	0.5	15	7		R3.3.16
317	⑪	急 231	室蘭幌萌町 5	幌萌町 17, 34 番地	0.69	0.27	6	4		R3.3.16
318	⑪	急 230	室蘭幌萌町 4	幌萌町 1 5 番地	0.38	0.13	3	3		R3.3.16
319	⑪	急 229	室蘭幌萌町 3	幌萌町 1 5 番地	0.22	0.07	2	2		R3.3.16
320	⑪	急 228	室蘭幌萌町 2	幌萌町 10, 11 番地	0.51	0.02	5	1		R3.3.16
321	⑩	急 227	室蘭幌萌町 1	幌萌町 59 番地	0.81	0.27	8	5		R3.3.16
322	④	急 265	室蘭入江町 3	入江町 1 番地	5.54	3.24	3	0		R3.3.16

連番	番 号 面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	
323	㊸	急 264	室蘭入江町 2	入江町 1 2 番地	0.73	0.41	1	1		R3. 3. 16
324	㊸	急 331	室蘭石川町 4	石川町	0.14	0.03	0	0		R3. 7. 6
325	㊸	急 313	室蘭石川町 2	石川町	1.67	0.66	0	0		R3. 7. 6
326	㊸	急 323	室蘭本輪西町 2 丁目 4	本輪西町 2 丁目	2.12	0	0	0		R3. 7. 6
327	㊸	急 324	室蘭梶萌町 9	梶萌町	2.02	1.10	0	0		R3. 7. 6
328	㊸	急 23	室蘭小橋内 1 丁目 5	小橋内町 1 丁目 1 2. 1 3 番	3.73	1.02	51	13	第 974 号 H14. 6. 4	R4. 3. 22

(2) その他 災害危険区域現地調査による危険箇所 (1 箇所)

連番	図面 番号	危険区域の現況							概 要	
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数		急傾斜地 指定年月 日
1	㊸	急 310	室蘭陣屋町 2 丁目	陣屋町 2 丁目 1 2 番	0.53	0.19	1	0		

伝達方法



## 2. 土石流

### (1) 土砂災害防止法に基づく特別警戒区域及び警戒区域の指定を受けた箇所(68箇所)

(令和5年4月1日現在)

番 号		危 険 区 域 の 現 況										指定年月日	
連番	図面番号	箇所番号	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	危険区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人数	特別警戒区人数		砂防指定年月日
1	⑨	± 36	知利別町	中川	中川	中川	I 33-0460	1.79	0.03	31	1		H21. 3. 27
2	③	± 51	母恋南町	母恋川	母恋川	トッカリシヨ岬沢川	I 33-0670	1.12	0.04	19	0		H21. 3. 27
3	③	± 52	母恋南町	母恋川	母恋川	ボンチキユウ沢川	I 33-0680	0.99	0.01	21	0		H21. 3. 27
4	③	± 53	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋南町5丁目の沢川	I 33-0700	0.69	0.001	17	0		H21. 3. 27
5	③	± 54	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋南町1丁目2の沢川	I 33-0710	0.71	0.00	1	0		H21. 3. 24
6	③	± 55	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋南町1丁目1の沢川	I 33-0720	0.28	0.00	0	0		H21. 3. 24
7	③	± 56	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋南町1丁目の沢川	I 33-0730	0.87	0.00	0	0		H21. 3. 24
8	②	± 59	緑町	測量川	測量川	測量川	I 33-0780	0.83	0.00	9	0		H21. 6. 9
9	②	± 60	緑町	下港南沢川	下港南沢川左沢川	下港南沢川左沢川	I 33-0790	0.94	0.00	0	0		H22. 3. 16
10	②	± 61	緑町	下港南沢川	下港南沢川左沢川	下港南沢川右1の沢川	I 33-0800	1.39	0.00	2	0		H22. 3. 16
11	②	± 62	緑町	下港南沢川	下港南沢川	下港南沢川右沢川	I 33-0810	0.32	0.01	4	0		H22. 3. 16
12	⑨	± 37	中島町	知利別川	中島川	中島本町2の沢川	I 33-0480	0.92	0.00	27	0		H22. 3. 16
13	⑨	± 38	中島町	知利別川	中島川	中島本町の左沢川	I 33-0490	0.94	0.00	19	0		H22. 3. 16
14	⑨	± 39	中島町	知利別川	中島川	中島本町の沢川	I 33-0500	1.90	0.00	24	0		H22. 3. 16
15	⑩	± 20	港北町	本輪西川	本輪西川	本輪西川3号沢川	I 33-0250	2.56	0.29	25	0		H22. 3. 26
16	⑩	± 16	本輪西町	本輪西川	奥輪西1の沢川	奥輪西1の沢川	II 33-0210	0.23	0.00	0	0		H22. 3. 26
17	⑩	± 15	本輪西町	本輪西川	本輪西川	奥輪西第4沢川	I 33-0200	0.52	0.00	1	0		H22. 3. 26
18	⑨	± 35	高平町	南高平川	南高平川	輪川	I 33-0450	0.84	0.00	0	0		H22. 3. 16
19	⑨	± 34	高平町	南高平川	南高平川	高取町沢川	II 33-0440	0.60	0.01	6	0		H22. 3. 16
20	⑦	± 42	知利別町	知利別川	知利別川	知利別3丁目沢川	I 33-0540	0.34	0	3	0		H23. 1. 7
21	⑦	± 43	知利別町	知利別川	知利別川	無名の沢川	I 33-0550	0.63	0.00	13	0		H23. 1. 7
22	⑦	± 70	水元町	鷺別川	鷺別川	ミズモト左川	I 33-0950	0.58	0.02	2	0		H23. 1. 7
23	④	± 48	大沢町	東町川	東町川	大沢の沢川	I 33-0610	0.47	0	6	0		H23. 4. 19
24	①	± 65	港南町	小橋内川	小橋内川	学校の沢川	I 33-0870	0.65	0.00	0	0		H23. 4. 19
25	⑦	± 46	天神町	知利別川	知利別川	天神町1の沢の沢川	I 33-0590	1.25	0.02	20	0		H23. 4. 19
26	⑦	± 47	天神町	知利別川	知利別川	天神町2の沢	I 33-0600	0.70	0.01	10	0		H23. 4. 19
27	③	± 50	母恋南町	母恋川	母恋川	無名川	I 33-0660	1.73	0	34	0		H23. 7. 5
28	⑪	± 5	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町2丁目の沢川	I 33-0070	0.69	0.01	6	0		H24. 11. 2
29	⑥	± 41	中島町	知利別川	中島川	社宅1の沢川	I 33-0520	0.62	0	58	0		H24. 11. 2
30	⑩	± 22	港北町	本輪西川	恠い隠し川	コイカクシ川下2の沢川	I 33-0270	0.37	0	5	0		H24. 11. 2
31	②	± 64	増市町	小橋内川	小橋内川	小橋内川3号沢川	I 33-0850	0.05	0.01	0	0		H24. 11. 2
32	②	± 64	増市町, 清水町	小橋内川	小橋内川	小橋内川3号沢川支川	I 33-0850-1	0.38	0.07	0	0		H24. 11. 2
33	①	± 66	増市町	小橋内川	小橋内川	小橋内川右3号沢川	I 33-0880	0.78	0.09	0	0		H25. 1. 11
34	⑦	± 45	知利別町	知利別川	知利別川	天神町沢川	I 33-0580	2.12	0	17	0		H25. 1. 11
35	②	± 63	増市町	小橋内川	小橋内川	小橋内川1号沢川	I 33-0830	0.74	0	0	0		H26. 2. 21
36	⑪	± 9	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	I 33-0110	1.16	-	5	-		H28. 3. 29

番 号		危 険 区 域 の 現 況										指定年月日	
連番	図面 番号	箇所 番号	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	危険区域 面積 (ha)	特別警戒区域面 積 (ha)	警戒区域人家数	特別警戒区 人家数		砂防指定 年月日
37	⑪	±10	陣屋町	ボロベケレオ タ川	ボロベケレオ タ川	陣屋町沢川1号川	I33-0130	3.75	0.01	30	0		H28.3.29
38	④	±49	大沢町	東町川	東町川	大沢町神社沢川	I33-0620	5.35	—	56	—		H29.3.24
39	⑩	±27	港北町	本輪西川	恋い隠し川	ヤムクシナイ川	I33-0340	0.42	—	0	—		H30.3.30
40	⑦	±71	水元町	鷺別川	鷺別川	ミズモト沢川	I33-0960	3.63	—	296	—		H30.3.30
41	⑩	±26	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ川左4の沢	II33-0330	1.02	—	3	—		H30.3.30
42	⑩	±33	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川右4の沢川	I33-0400	3.65	—	80	—		H30.3.30
43	⑩	±31	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川右3の沢川	I33-0380	2.92	—	64	—		H30.3.30
44	⑩	±30	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川右2の沢川	I33-0370	1.91	—	15	—		H30.3.30
45	⑩	±28	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ川右1の沢	II33-0350	1.87	—	18	—		H30.3.30
46	⑩	±21	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川下1の沢川	I33-0260	3.62	—	64	—		H30.3.30
47	⑩	±24	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川3の沢川	I33-0310	2.51	—	28	—		H30.3.30
48	⑩	±29	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ2の沢川	I33-0360	3.13	—	56	—	第1386号 H3.7.18	H30.3.30
49	⑩	±23	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川1の沢川	I33-0280	4.28	—	78	—		H30.3.30
50	⑩	±25	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ3の沢川	II33-0320	2.07	—	13	—		H30.3.30
51	⑩	±32	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ1の沢川	I33-0390	4.24	—	92	—		H30.3.30
52	⑧	±73	水元町	鷺別川	鷺別川	奥鷺別川	I33-0980	3.61	—	261	—	第1340号 H1.7.25	H30.3.30
53	⑦	±72	水元町	鷺別川	ミズモト沢川	大学の沢川	I33-0970	4.81	—	279	—		H30.3.30
54	⑦	±44	知利別町	知利別川	知利別川	知利別4丁目の沢川	I33-0570	3.07	—	24	—		H30.5.22
55	③	±57	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋川	I33-0740	0.35	0.00	2	0		H30.5.22
56	⑨	±40	中島町	知利別川	中島川	中島沢川	I33-0510	4.74	—	187	—		H30.5.22
57	①	±68	祝津町	トモエ川	トモエ川	トモエ川	I33-0910	0.77	0.01	1	0		R1.8.30
58	①	±67	祝津町	祝津町1丁目 の沢川	祝津町1丁目 の沢川	祝津町1丁目の沢川	I33-0900	0.44	0.01	4	0		R1.8.30
59	③	±69	舟見町	追直沢川	追直沢川	追直沢川	I33-0930	0.97	0.01	14	0		R2.12.4
60	⑭	±3	香川町	チマイベツ川	ベトル川	上香川	I33-0040	3.39	—	2	—		R3.1.29
61	⑭	±1	香川町	チマイベツ川	チマイベツ川	チマイベツ2の沢川	II33-0020	9.49	—	1	—		R3.1.29
62	⑭	±2	石川町	チマイベツ川	ベトル2の沢 川	ベトル左川	II33-0030	4.29	—	1	—		R3.1.29
63	④	±58	茶津町	工場川	工場川	茶津の沢川	I33-0760	0.43	0.00	0	0		R3.3.16
64	⑩	±13	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川中の沢川	I33-0180	0.28	—	7	—		R3.3.16
65	⑩	±17	本輪西町	本輪西川	ヤムクシナイ川	本輪西川5丁目沢	II33-0220	1.30	0.00	13	0		R3.3.16
66	⑩	±18	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川4号沢川	I33-0230	0.57	0.00	4	0		R3.3.16
67	⑩	±19	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川	I33-0240	3.95	0.00	33	—		R3.3.16
68	⑪	±11	幌萌町	日石沢川	日石沢川	日石沢川	I33-0140	1.50	—	10	—		R3.3.16

(2) その他 災害危険区域現地調査による危険箇所（3箇所）

番号		危険区域の現況										摘要
連番	図面番号	箇所番号	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	危険区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人数	特別警戒区人数	
1	⑪	土 6	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町沢川3号沢川	I 33-0080	1.04	—	6	—	
2	⑪	土 7	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町2丁目右の沢川	II 33-0090	1.58	0.01	11	0	
3	⑪	土 8	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町5丁目沢川	II 33-0100	1.83	—	13	—	

7-4 急傾斜地崩壊危険指定区域

No	図面 番号	個所 番号	区域名	地区	指定年月日	道告示 指定番号	面積
1	3	急傾 1	母恋南町	母恋南町 1 丁目 114	S45.3.31	第 711 号	1.90 ha
2	4	急傾 2	御崎町	御崎町 2 丁目 28	S47.1.31	第 284 号	1.56 ha
3	2	急傾 3	西小路町	西小路町 47 海岸町 3 丁目 109	S47.1.31	第 284 号	3.67 ha
4	2	急傾 4	西小路町 (その 2)	同上の拡大	S58.7.4	第 1307 号	0.072 ha
5	2	急傾 5	西小路町 (その 3)	同上の拡大	H10.9.18	第 1617 号	0.53 ha
6	4	急傾 6	輪西町	みゆき町 1 丁目 239 大沢町 2 丁目 238 輪西町 1 丁目 197	S47.1.31	第 284 号	2.86 ha
7	3	急傾 7	舟見町	舟見町 2 丁目 86	S51.6.29	第 2335 号	0.57 ha
8	1	急傾 8	港南町	港南町 1 丁目 255 小橋内町 1 丁目 35	S51.10.6	第 3391 号	5.44 ha
9	1	急傾 9	港南町 (その 2)	同上の拡大	S61.1.6	第 11 号	0.346 ha
10	2	急傾 10	栄町	栄町 1 丁目 129	S52.12.10	第 3595 号	0.459 ha
11	2	急傾 11	栄町 (その 2)	同上の拡大	S57.5.3	第 980 号	0.098 ha
12	2	急傾 12	常盤町	常盤町 119	S52.12.10	第 3595 号	0.918 ha
13	5	急傾 13	東町 5 丁目 1	東町 5 丁目 284	S52.12.10	第 3595 号	2.165 ha
14	3	急傾 14	舟見町 2 丁目	舟見町 2 丁目 96 山手町 2 丁目 96 栄町 2 丁目 96	S53.6.17	第 1935 号	2.73 ha
15	4	急傾 15	大沢町 1 丁目 1	大沢町 1 丁目 223	S53.6.17	第 1935 号	0.96 ha
16	4	急傾 16	大沢町 1 丁目 1 (その 2)	同上の拡大	S61.1.6	第 11 号	0.607 ha
17	4	急傾 17	大沢町 2 丁目	大沢町 2 丁目 232	S53.6.17	第 1935 号	0.49 ha
18	1	急傾 18	港南町 1 丁目	港南町 1 丁目 148	S55.5.6	第 1212 号	0.564 ha
19	2	急傾 19	海岸町	海岸町 2 丁目 29	S55.5.6	第 1212 号	0.629 ha
20	2	急傾 20	緑町 3	緑町 7	S57.7.15	第 1827 号	1.376 ha
21	2	急傾 21	幕西町	幕西町 69 海岸町 2 丁目 89	S57.7.15	第 1827 号	1.111 ha
22	2	急傾 22	輪西町 1 丁目	輪西町 1 丁目 209	S57.7.15	第 1827 号	1.445 ha
23	4	急傾 23	輪西町 1 丁目 (その 2)	同上の拡大	S60.3.4	第 302 号	0.357 ha
24	2	急傾 24	舟見町 1 丁目	舟見町 1 丁目 130	S56.3.24	第 561 号	0.424 ha
25	5	急傾 25	東町 3 丁目	東町 3 丁目 4	S56.3.24	第 561 号	0.346 ha
26	8	急傾 26	本輪西町 2 丁目 (1)	本輪西町 2 丁目 226	S56.3.24	第 561 号	0.467 ha
27	8	急傾 27	本輪西町 2 丁目 (2)	本輪西町 2 丁目 235	S56.3.24	第 561 号	0.298 ha
28	1	急傾 28	小橋内町 2 丁目	小橋内町 2 丁目 19	S56.6.18	第 1344 号	0.061 ha
29	1	急傾 29	緑町 4	緑町 2~8	S56.6.18	第 1344 号	0.197 ha
30	3	急傾 30	母恋北町 2 丁目	母恋北町 2 丁目 66-35	S56.6.18	第 1344 号	0.056 ha
31	3	急傾 31	母恋北町 2 丁目 2	母恋北町 2 丁目 68-57 図面なし	S57.3.23	第 479 号	0.213 ha
32	3	急傾 32	母恋北町 2 丁目 2 (その 2)	同上の拡大	H3.3.4	第 295 号	0.245 ha
33	3	急傾 33	母恋北町 3 丁目	母恋北町 3 丁目 28-68 1 の沢	S56.6.18	第 1344 号	1.05 ha



7-4 急傾斜地崩壊危険指定区域

No	図面 番号	個所 番号	区域名	地区	指定年月日	道告示 指定番号	面積
34	3	急傾34	母恋南町1丁目	母恋南町1丁目32-553	S56.6.18	第1344号	0.154ha
35	4	急傾35	御前水町1丁目	御前水町1丁目13	S56.6.18	第1344号	0.092ha
36	5	急傾36	東町5丁目2	東町5丁目284	S56.6.18	第1344号	0.271ha
37	8	急傾37	中島本町1丁目	中島本町1丁目5	S56.6.18	第1344号	0.372ha
38	3	急傾38	山手町2丁目	山手町2丁目9	S57.3.23	第479号	0.416ha
39	3	急傾39	山手町3丁目	山手町3丁目10	S57.3.23	第479号	0.503ha
40	3	急傾40	新富町1丁目	新富町1丁目2-224	S57.3.23	第479号	0.225ha
41	3	急傾41	新富町1丁目(その2)	同上の拡大	S60.3.4	第302号	0.005ha
42	2	急傾42	西小路町	西小路町20	S57.5.13	第980号	0.440ha
43	2	急傾43	沢町	沢町34	S57.5.13	第980号	0.203ha
44	3	急傾44	御前水町2丁目	御前水町2丁目19	S57.5.13	第980号	0.239ha
45	6	急傾45	知利別町2丁目1	知利別町2丁目85	S58.7.4	第1307号	0.229ha
46	4	急傾46	御前水町1丁目2	御前水町1丁目13	S58.7.4	第1307号	0.110ha
47	8	急傾47	港北町3丁目	港北町3丁目35	S58.7.4	第1307号	1.003ha
48	2	急傾48	常盤町2	常盤町13 幕西町118 中央町1丁目50	S61.1.6	第11号	1.449ha
49	2	急傾49	緑町(1)	緑町72	S62.12.10	第1994号	0.301ha
50	1	急傾50	港南町2丁目	港南町2丁目8	S62.12.10	第1994号	0.248ha
51	3	急傾51	母恋南町3丁目	母恋南町3丁目41	S63.7.18	第1178号	0.814ha
52	3	急傾52	舟見町2丁目(2)	舟見町2丁目79	S63.9.5	第1462号	0.465ha
53	2	急傾53	海岸町3	海岸町2丁目53	H1.12.28	第1945号	0.420ha
54	6	急傾54	中島本町3丁目2	中島本町3丁目79	H1.12.28	第1945号	1.483ha
55	4	急傾55	御崎町2丁目	御崎町2丁目96	H1.12.28	第1945号	0.436ha
56	3	急傾56	新富町1丁目1	新富町1丁目2	H3.3.4	第295号	0.994ha
57	8	急傾57	本輪西町2丁目4	本輪西町2丁目235 中幌萌	H3.10.4	第1549号	0.126ha
58	2	急傾58	大沢町1丁目2	大沢町1丁目218	H4.5.12	第711号	0.144ha
59	2	急傾59	幸町	幸町123 本町1丁目27	H7.1.13	第43号	0.811ha
60	2	急傾60	幸町	同上の拡大	H11.1.8	第89号	0.199ha
61	2	急傾61	海岸町2		H12.12.22	第2067号	0.80ha
62	1	急傾62	小橋内町1丁目5	小橋内町1丁目224番	H14.6.4	第974号	2.20ha
63	4	急傾63	大沢町1丁目	大沢町1丁目20	H15.1.28	第112号	3.00ha
64	7	急傾64	天神町4	天神町271	H15.8.26	第1517号	0.75ha
65	3	急傾65	母恋南町3-3	母恋南町3丁目46	H17.12.9	第909号	1.02ha
66	2	急傾66	西小路町2	西小路町38-1、緑町97-14	H21.3.14	第585号	2.041ha
67	1	急傾67	小橋内1丁目5(その2)	小橋内1丁目224	H21.3.31	第237号	0.066ha

7 - 4 急傾斜地崩壊危険指定区域

No	図面 番号	個所 番号	区域名	地区	指定年月日	道告示 指定番号	面積
68	9	急傾 68	港北町 2 丁目 3	港北町 2 丁目 357	H21. 8. 11	第 575 号	0. 591ha
69	3	急傾 69	母恋北町 3 丁目 3			告示なし	
70	3	急傾 70	母恋北町 3 丁目 (その 2)	母恋北町 2 丁目 68-123	H22. 7. 16	第 558 号	0. 124ha
71	3	急傾 71	母恋北町 3 丁目その 2	母恋北町 2 丁目 68-150	H22. 7. 16	第 558 号	1. 238ha
72	7	急傾 72	中島本町 3-2 (その 2)	中島本町 3 丁目 4	H23. 8. 5	第 519 号	1. 406ha

7-5 山地災害危険指定区域

(1) 山腹崩壊危険地区

NO	図面 番号	字名	危険地区名
1	3	陣屋町3丁目	室蘭市-山-001
2	3	陣屋町3丁目	室蘭市-山-002
3	3	陣屋町3丁目	室蘭市-山-003
4	3	陣屋町3丁目	室蘭市-山-004
5	3	陣屋町4丁目	室蘭市-山-005
6	3	陣屋町2丁目	室蘭市-山-006
7	3	陣屋町2丁目	室蘭市-山-007
8	3	陣屋町2丁目	室蘭市-山-008
9	3	陣屋町2丁目	室蘭市-山-009
10	3	陣屋町2丁目	室蘭市-山-010
11	3	陣屋町5丁目	室蘭市-山-011
12	3	陣屋町5丁目	室蘭市-山-012
13	3	幌萌町	室蘭市-山-013
14	3	幌萌町	室蘭市-山-014
15	3	幌萌町	室蘭市-山-015
16	3	幌萌町	室蘭市-山-016
17	3	幌萌町	室蘭市-山-017
18	3	陣屋町4丁目	室蘭市-山-018
19	10	母恋北町3丁目	室蘭市-山-019
20	7	港南町2丁目	室蘭市-山-020
21	7	港南町2丁目	室蘭市-山-021
22	6	知利別町1丁目	室蘭市-山-022
23	6	知利別町1丁目	室蘭市-山-023
24	6	知利別町1丁目	室蘭市-山-024
25	6	知利別町1丁目	室蘭市-山-025
26	6	知利別町2丁目	室蘭市-山-026
27	6	知利別町2丁目	室蘭市-山-027
28	6	知利別町2丁目	室蘭市-山-028
29	6	知利別町2丁目	室蘭市-山-029
30	6	知利別町3丁目	室蘭市-山-030
31	6	知利別町3丁目	室蘭市-山-031
32	2	崎守町	室蘭市-山-032
33	2	崎守町	室蘭市-山-033
34	2	崎守町	室蘭市-山-034
35	2	崎守町	室蘭市-山-035

NO	図面 番号	字名	危険地区名
36	2	崎守町	室蘭市-山-036
37	2	崎守町	室蘭市-山-037
38	2	崎守町	室蘭市-山-038
39	2	石川町	室蘭市-山-039
40	2	崎守町	室蘭市-山-040
41	6	知利別2丁目	室蘭市-山-041
42	1	石川町	室蘭市-山-042
43	1	石川町	室蘭市-山-043
44	1	香川町	室蘭市-山-044
45	1	香川町	室蘭市-山-045
46	1	香川町	室蘭市-山-046
47	2	石川町	室蘭市-山-047
48	1	香川町	室蘭市-山-048
49	1	香川町	室蘭市-山-049
50	5	港北町3丁目	室蘭市-山-050
51	5	港北町3丁目	室蘭市-山-051
52	5	港北町3丁目	室蘭市-山-052
53	5	港北町3丁目	室蘭市-山-053
54	5	港北町3丁目	室蘭市-山-054
55	5	港北町4丁目	室蘭市-山-055
56	5	港北町4丁目	室蘭市-山-056
57	5	港北町4丁目	室蘭市-山-057
58	5	港北町4丁目	室蘭市-山-058
59	5	港北町4丁目	室蘭市-山-059
60	5	港北町4丁目	室蘭市-山-060
61	10	御前水2丁目	室蘭市-山-061
62	9	新富町1丁目	室蘭市-山-062
63	9	新富町1丁目	室蘭市-山-063
64	9	新富町1丁目	室蘭市-山-064
65	9	新富町1丁目	室蘭市-山-065
66	9	新富町1丁目	室蘭市-山-066
67	9	新富町1丁目	室蘭市-山-067
68	9	母恋北町2丁目	室蘭市-山-068
69	9	母恋北町2丁目	室蘭市-山-069
70	9	母恋北町3丁目	室蘭市-山-070

7-5 山地災害危険指定区域

(1) 山腹崩壊危険地区

NO	図面 番号	字名	危険地区名
71	9	母恋北町3丁目	室蘭市・山-071
72	9	母恋北町3丁目	室蘭市・山-072
73	10	母恋南町1丁目	室蘭市・山-073
74	10	母恋南町1丁目	室蘭市・山-074
75	10	母恋北町3丁目	室蘭市・山-075
76	8	御崎町2丁目	室蘭市・山-076
77	8	大沢町1丁目	室蘭市・山-077
78	8	大沢町1丁目	室蘭市・山-078
79	8	大沢町1丁目	室蘭市・山-079
80	8	大沢町1丁目	室蘭市・山-080
81	8	大沢町1丁目	室蘭市・山-081
82	8	大沢町1丁目	室蘭市・山-082
83	8	大沢町2丁目	室蘭市・山-083
84	8	大沢町2丁目	室蘭市・山-084
85	8	大沢町2丁目	室蘭市・山-085
86	8	大沢町1丁目	室蘭市・山-086
87	7	絵鞆町4丁目	室蘭市・山-087
88	7	小橋内町1丁目	室蘭市・山-088
89	7	小橋内町1丁目	室蘭市・山-089
90	7	小橋内町1丁目	室蘭市・山-090
91	9	山手町1丁目	室蘭市・山-091
92	9	山手町1丁目	室蘭市・山-092
93	9	山手町1丁目	室蘭市・山-093
94	7	祝津町3丁目	室蘭市・山-094
95	7	祝津町3丁目	室蘭市・山-095
96	7	祝津町3丁目	室蘭市・山-096
97	7	祝津町3丁目	室蘭市・山-097
98	7	祝津町3丁目	室蘭市・山-098
99	7	港南町2丁目	室蘭市・山-099
100	7	絵鞆町3丁目	室蘭市・山-100
101	7	小橋内町1丁目	室蘭市・山-101
102	7	小橋内町1丁目	室蘭市・山-102
103	9	清水町1丁目	室蘭市・山-103
104	9	清水町1丁目	室蘭市・山-104
105	9	清水町1丁目	室蘭市・山-105

NO	図面 番号	字名	危険地区名
106	7	清水町1丁目	室蘭市・山-106
107	7	清水町1丁目	室蘭市・山-107
108	7	緑町	室蘭市・山-108
109	7	緑町	室蘭市・山-109
110	7	小橋内町2丁目	室蘭市・山-110
111	7	祝津町2丁目	室蘭市・山-111
112	7	祝津町2丁目	室蘭市・山-112
113	7	祝津町2丁目	室蘭市・山-113
114	7	祝津町2丁目	室蘭市・山-114
115	7	祝津町2丁目	室蘭市・山-115
116	7	祝津町2丁目	室蘭市・山-116
117	7	祝津町2丁目	室蘭市・山-117
118	7	祝津町2丁目	室蘭市・山-118
119	7	祝津町2丁目	室蘭市・山-119
120	7	祝津町2丁目	室蘭市・山-120
121	7	港南町1丁目	室蘭市・山-121
122	7	港南町1丁目	室蘭市・山-122
123	7	港南町1丁目	室蘭市・山-123
124	7	港南町1丁目	室蘭市・山-124
125	7	港南町1丁目	室蘭市・山-125
126	7	港南町2丁目	室蘭市・山-126
127	7	港南町2丁目	室蘭市・山-127
128	7	港南町2丁目	室蘭市・山-128
129	10	母恋南町4丁目	室蘭市・山-129
130	10	茶津町	室蘭市・山-130
131	10	新富町1丁目	室蘭市・山-131
132	5	高平町	室蘭市・山-132
133	5	本輪西町3丁目	室蘭市・山-133
134	7	絵鞆町4丁目	室蘭市・山-134
135	7	絵鞆町4丁目	室蘭市・山-135
136	10	母恋南町3丁目	室蘭市・山-136
137	9	入江町	室蘭市・山-137
138	9	入江町	室蘭市・山-138
139	9	山手町2丁目	室蘭市・山-139
140	9	清水町2丁目	室蘭市・山-140

## 7-5 山地災害危険指定区域

### (1) 山腹崩壊危険地区

NO	図面 番号	字名	危険地区名
141	6	知利別町2丁目	室蘭市・山-141
142	5	幌萌町	室蘭市・山-142
143	5	高平町	室蘭市・山-143
144	1	石川町	室蘭市・山-144
145	5	高平町	室蘭市・山-145
146	10	母恋南町4丁目	室蘭市・山-146
147	10	母恋南町1丁目	室蘭市・山-147
148	10	母恋南町3丁目	室蘭市・山-148
149	7	増市町1丁目	室蘭市・山-149
150	10	御前水2丁目	室蘭市・山-150

NO	図面 番号	字名	危険地区名
151	10	母恋南町1丁目	室蘭市・山-151
152	8	大沢町1丁目	室蘭市・山-152
153	7	港南町2丁目	室蘭市・山-153
154	7	祝津町3丁目	室蘭市・山-154
155	7	緑町	室蘭市・山-155
156	7	小橋内1丁目	室蘭市・山-156
157	2	陣屋町2丁目	室蘭市・山-157
158	9	茶津町	室蘭市・山-158
159	5	高平町	室蘭市・山-159

### (2) 崩壊土砂流出危険地区

NO	図面 番号	字名	危険地区名
1	3	幌萌町	室蘭市・崩-001
2	6	知利別町3丁目	室蘭市・崩-002
3	10	母恋南町4丁目	室蘭市・崩-003
4	1	石川町	室蘭市・崩-004
5	1	香川町	室蘭市・崩-005
6	10	母恋南町5丁目	室蘭市・崩-006
7	9	母恋北町2丁目	室蘭市・崩-007

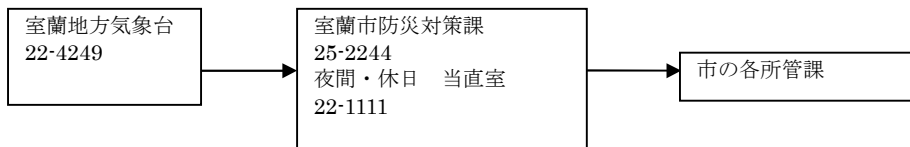
7-6 その他警戒が必要な箇所

1. 市内において現地調査・パトロール等により警戒が必要な箇所

(平成25年4月1日現在)

連番	番 号 面	区 分	危険区域の現況			
			箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区域面積 (ha)
1	1	がけ 崩れ	他急1	新富町2丁目16	新富町2丁目16-10	1.13

伝達方法



7-7 要配慮者利用施設一覧表

(1) 社会福祉施設

施設種別	番号	施設名称	所在地	津波		洪水				土砂災害				
				津波災害警戒区域		洪水浸水想定区域				土砂災害警戒区域等				
				警戒区域	基準水位 [m] (最大) ※1	水防法の指定有り		想定浸水深 [m] (最大) ※2	警戒区域 (イエロー)	特別警戒区域 (レッド)	災害種別			
知利別川	鷺別川	チマイワツ・ベトル川	本輪西川 3位が川	その他										
障害福祉系	日中活動系サービス	1	ハッピーワーク空間	祝津町1-124-21	○	3.3								
		2	就労継続支援B型 来夢	輪西町1-36-9	○	3.5								
		3	障がい者自立支援事業所 エスポワール	東町1-5-21	○	2.4								
		4	生活介護事業所 ひまわり	寿町1-1-9	○	2.8								
		5	ゴチャマーゼ	中島町1-8-5	プレアデイス中島5F	●	4.0	●			1.85			
		6	就労支援センター JOBSTA	中島町1-23-24	A・H・Sビル2F	●	2.6	●			1.34			
		7	就労支援事業所 テオトル	港北町4-26-19	岡アパートB棟1F							○		土石流
	居住系サービス	8	グループホーム 夢来人	輪西町2-3-17	○	3.5								
		放課後等デイサービス	9	放課後等デイサービス ほくと	日の出町1-21-1	○	1.0							
			10	放課後等デイサービス ほたて	崎守町381-21	○	0.7					○	○	急傾斜地の崩壊
			11	放課後等デイサービス クルハウス	知利別町2-22-64							○		急傾斜地の崩壊
			12	放課後等デイサービス すてら	中島町3-10-10	○	2.8							
			13	放課後等デイサービス りんくむららん	宮の森町3-11-18	○	2.7							
	地域生活支援事業	14	室蘭市相談支援センターらん	中央町2-7-13	室蘭中央町 米塚ビル4F	●	3.0							
		15	日中一時支援事業所 「ここここ」	母恋南町5-5-39							○	○	急傾斜地の崩壊	
		16	室蘭市障害者福祉センター(びあ216)	東町2-1-6		○	4.0	—			0.32			
社会福祉施設	保育所	17	ひかりの森幼稚園	港南町2-4-13							○		急傾斜地の崩壊	
		18	常盤保育所	栄町2-6-16	○	3.0								
		19	日鋼記念病院保育所 「ぶぶこえ」	新富町1-5-13							○		急傾斜地の崩壊	
		20	室蘭はだっこ 共同子供園	輪西町2-5-1	ぶらっと・ていつち内	○	2.8							
		21	こどもの森幼稚園	輪西町1-29-5	森整骨院2F	○	3.4							
		22	上田病院託児所	寿町2-16-1	上田マンション1F	○	2.9							
		23	大川原脳神経外科病院 保育所	寿町1-10-1		○	3.5							
		24	東町保育所	寿町1-11-5		○	2.9							
		25	認定こども園 室蘭めばえ幼稚園	知利別町2-15-15				○			1.12			
		26	ピノキオアルテ 保育園	中島町3-6-13		○	3.0	○			確認中			
	子育て関連施設	27	三村病院託児所	中島町3-32-15	○	2.8	○				0.95			
		28	室蘭くじらのうた保育園	中島本町1-6-1	○	2.6	—				0.50			
		29	中島保育所	中島本町2-5-3	○	1.9	—				0.35			
		30	子育て支援センター らんらん	栄町2-6-16	常盤保育所内	○	3.0							
		31	児童養護施設 わかさぎ学園	母恋南町5-5-39								○	○	急傾斜地の崩壊
		32	障害児入所施設 室蘭言泉学園	母恋南町5-5-39								○	○	急傾斜地の崩壊
		33	室蘭市保健センター	東町4-20-6	保健センター3F	●	5.5							
		34	子育て世代包括支援センターこころん	東町4-20-6	保健センター5F	●	5.5							
		35	北海道室蘭児童相談所	寿町1-6-12		○	3.7							
児童館	36	地球岬スクール児童館	母恋北町2-12-8	地球岬小学校1F						○		急傾斜地の崩壊		
	37	海陽スクール児童館	東町3-18-1	海陽小学校1F	○	4.8								
介護系	通所介護	38	勤医協むららん デイサービス	輪西町2-3-17	○	3.3								
		39	きたえる〜む室蘭輪西	輪西町2-8-13	○	3.6								
		40	デイサービスセンター かがやき	東町4-20-8	○	5.6								
		41	ツクイ東室蘭	寿町1-7-12	○	3.2								
		42	ジャパンケア室蘭	寿町2-8-16	○	2.6								

施設種別	番号	施設名称	所在地	津波		洪水				土砂災害				
				津波災害警戒区域		洪水浸水想定区域				土砂災害警戒区域等				
				警戒区域	基準水位 [m] ※1	水防法の指定有り		想定 浸水深 [m] (最大) ※2	警戒区域 (イエロー)		特別 警戒区域 (レッド)	災害種別		
						知利別川	鷺別川		チマイベツ ベトル川	本輪西川 コイガシ川			その他	
社会福祉施設 介護系	通所リハビリテーション	43 老人保健施設母恋	新富町1-5-13								○	○	急傾斜地の崩壊	
		44 医療法人社団上田病院通所リハビリテーションなごみ	東町2-24-6	○	3.9									
	特定施設	45 有料老人ホーム チエロ	中島町1-8-5 プレアデイス中島2~4F	○	4.0	●				1.85				
	福祉施設	46 特別養護老人ホーム白鳥ハイツ	白鳥台4-8-1									○		急傾斜地の崩壊
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	47 グループホームあさひの家室蘭	緑町3-6	○	4.1							○	
	48 グループホーム やちよ		大沢町2-26-15									○		急傾斜地の崩壊
	49 グループホーム 輪西		みゆき町1-7-9	○	2.5									
	50 グループホーム グッド・ケア東町		東町3-21-3	○	5.1									
	51 グループホーム たんとん		日の出町2-2-26	○	2.0									
	52 グループホーム ゆうゆう		日の出町2-2-27	○	2.0									
	53 グループホームニチイケアセンター室蘭		中島町3-19-5	○	2.6	—				0.50				
	54 グループホーム「和」みずもと		水元町53-12				○			0.5~3.0				
	55 グループホーム タンポポ	石川町202-1					○		0.5~3.0					
	小規模多機能型居宅介護	56 デイホームやちよ	大沢町2-26-4									○	○	急傾斜地の崩壊
		57 小多機能庵	東町3-21-3	○	5.1									
	地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)	58 はるはる	築地町89-107	○	3.5									
59 らいふてらす室蘭武揚		栄町2-6-43	○	3.0										
60 しらかば		大沢町2-26-6									○		急傾斜地の崩壊	
看護小規模多機能型居宅介護	61 看護小規模多機能型居宅介護 つむぎ	室蘭市東町5-3-5 東室蘭サテライトクリニック3F	●	5.1										
合計				45		12	0				15			

※)複数の事業を行っている事業所はいずれか1つの事業で整理

(※1) 基準水位 : 津波浸水想定の水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位  
津波から避難する上での必要な高さの目安となる

(※2) 想定浸水深 : 洪水により浸水が想定される際の水深

凡例

○●—	各ハザード区域内にある施設(津波、洪水、土砂災害)
○	想定される浸水深 > フロア高
●	想定される浸水深 < フロア高
—	想定される浸水深 < 床下(基礎高)



## (2) 医療施設

施設種別	番号	施設名称	所在地	津波		洪水				土砂災害			
				津波災害警戒区域		洪水浸水想定区域				土砂災害警戒区域等			
				警戒区域	基準水位 [m] (最大) ※1	水防法の指定有り			想定 浸水深 [m] (最大) ※2	警戒区域 (イエロー)	特別 警戒区域 (レッド)	災害種別	
知利別川	鷺別川	チマイハツ ・ハトル川	本輪西川 ヨイカケ川										
医療施設	病院	1	上田病院	東町2-24-6	○	3.6							
		2	大川原病院	寿町1-10-1	○	3.5							
		3	製鉄記念室蘭病院	知利別町1-45	○	1.0	○			0.71			
		4	三村病院	中島町3-32-15	○	2.8	○			0.95			
	診療所	5	澤崎眼科	海岸町1-1-4	有床診療所	○	4.1						
		6	東室蘭サテライト クリニック	東町5-3-5	人工透析を行う施設	○	5.1						
		7	サテライトクリニック 知利別	知利別町1-8-1	人工透析を行う施設	○	1.9	○		0.80			
施設数合計				7		3	0		0				

- (※1) 基準水位 : 津波浸水想定の水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位  
津波から避難する上での必要な高さの目安となる
- (※2) 想定浸水深 : 洪水により浸水が想定される際の水深

### 凡例

○●-	各ハザード区域内にある施設(津波、洪水、土砂災害)
○	想定される浸水深 > フロア高
●	想定される浸水深 < フロア高
-	想定される浸水深 < 床下(基礎高)

### (3) 学校施設

施設種別	番号	施設名称	所在地	津波	洪水				土砂災害			
				津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域			想定浸水深 [m] (最大) ※2	土砂災害警戒区域等			
				警戒区域 基準水位 [m] (最大) ※1	水防法の指定有り		その他		警戒区域 (イエロー)	特別 警戒区域 (レッド)	災害種別	
知利別川	鷺別川	チマイヘツ ・ベトル川	本輪西川 コイカシ川									
学校	幼稚園	1 むろらんようちえん	御前水町2-16-2							○		急傾斜地の崩壊
		2 室蘭美園幼稚園	東町1-20-23	○ 4.4								
		3 室蘭中島幼稚園	中島本町1-8-5	○ 1.1								
	小学校	4 地球岬小学校	母恋北町2-12-8							○		急傾斜地の崩壊
		5 海陽小学校	東町3-18-1	○ 4.8								
	中学校	6 室蘭西中学校	山手町2-10-1							○		急傾斜地の崩壊
		7 星蘭中学校	母恋南町1-32-22							○	○	急傾斜地の崩壊
		8 翔陽中学校	東町5-11-1	○ 5.9								
		9 桜蘭中学校	知利別町1-11-30		○				1.49	○	○	急傾斜地の崩壊
	高等学校	10 室蘭栄高校	東町3-29-5	○ 3.6								
	養護学校	11 室蘭聾学校	水元町56-24			-			0.5未満	○		土石流
施設数合計				5	2		0		6			

(※1) 基準水位 : 津波浸水想定の水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位  
津波から避難する上での必要な高さの目安となる

(※2) 想定浸水深 : 洪水により浸水が想定される際の水深

#### 凡例

○●-	各ハザード区域内にある施設(津波、洪水、土砂災害)
○	想定される浸水深 > フロア高
●	想定される浸水深 < フロア高
-	想定される浸水深 < 床下(基礎高)

8-1 平成2年(1990)以降の風水害被害状況

発生年月日(西暦)		種別	被害状況
平成2年 (1990)	8月15日	大雨	総雨量79mm 石垣崩壊1件
	9月18日	大雨	総雨量65mm 土砂崩れ2件
	11月4日	強風	最大瞬間風速27.7m/s 住家被害12件、非住家被害3件
	11月10日	強風	最大瞬間風速33.6m/s 負傷者1名、家屋一部損壊8件、塀被害1件
	11月30日 ～12月1日	強風	台風28号から変わった低気圧 最大瞬間風速28.6m/s 家屋一部損壊27戸、車両損傷1台、農業被害5件、非住家被害5件、街路灯被害1件、市施設被害2件
平成3年 (1991)	2月16日～17日	強風	低気圧 最大瞬間風速25.5m/s 漁船沈没1隻、海岸侵食1箇所
	9月21日～22日	大雨	総雨量71mm 床下浸水28件、床上浸水23件、商工被害22件、 土砂崩れ2件、道路通行止め1路線、土砂埋没1河川
	9月27日～28日	台風	台風19号 最大瞬間風速24.9m/s 土砂崩れ1箇所、倒木3箇所
	10月27日～28日	強風	最大瞬間風速25.5m/s 家屋一部損壊2戸
平成5年 (1993)	1月28日～29日	強風	低気圧 最大瞬間風速27m/s 土砂崩れ1件、家屋一部損壊4戸、教育施設被害1件
	6月3日～4日	強風	低気圧 最大瞬間風速25.4m/s 負傷者1名、家屋一部損壊10戸、倒木等55本
	7月30日 ～8月1日	大雨	台風6号から変わった低気圧 総雨量89.5mm 家屋一部損壊1戸、土砂崩れ3件
	9月4日	強風	温帯低気圧 最大瞬間風速25.8m/s 家屋一部損壊6件、教育施設被害1件
	10月24日 ～25日	強風	低気圧 最大瞬間風速29.5m/s 家屋一部損壊2戸、倒木1件
	11月1日	強風	低気圧 最大瞬間風速27.2m/s 家屋一部損壊3戸
	11月14日	強風	低気圧 最大瞬間風速29.6m/s 家屋一部損壊6戸、非住家被害2件
	12月17日	強風	低気圧 最大瞬間風速31.1m/s 家屋一部損壊3戸

8-1 平成2年(1990)以降の風水害被害状況

発生年月日(西暦)		種別	被害状況
平成6年 (1994)	2月22日	強風	低気圧 最大瞬間風速 33.1m/s 負傷者4名、住家被害80件、非住家被害15件、農業被害8件、水産被害1件、商業被害14件、公立学校被害2件、都市施設被害5件、被害総額43,690千円
	7月8日~10日	大雨	総雨量116.8mm 床下浸水1戸、がけ崩れ3件、石垣崩壊2件、落石1件
	9月23日	強風	最大瞬間風速22.8m/s 家屋一部損壊4戸、車両損傷2台、港湾施設被害1件
	9月25日	大雨	総雨量67.5mm 土砂崩れ2件
	9月29日~30日	台風	台風26号 最大瞬間風速29.5m/s 総雨量59mm 住家被害47件、非住家被害11件、土木被害17件、衛生被害1件、商工被害7件、公立文教被害10件、都市施設被害30件、被害金額55,741千円
	10月13日	強風	最大瞬間風速28.3m/s 街路樹倒木31本
平成7年 (1995)	8月29日	大雨	総雨量66.5mm 8月の総雨量372mm がけ崩れ1件、車両損傷2台、上水道被害1件、下水道被害1件、非住家被害1件
	10月25日	強風	最大瞬間風速24.1m/s 家屋一部損壊2戸
	11月8日~9日	暴風雪	低気圧 最大風速23.5m/s 最大瞬間風速33.6m/s 住家被害17件、非住家被害7件、農業被害11件、土木(港湾)被害4件、水産被害1件、商工被害3件、公立学校被害10件、上水道被害1件、社会教育施設2件、公園倒木8件、街路樹倒木8件、市施設被害2件、被害金額21,839千円
平成8年 (1996)	1月9日	強風	最大瞬間風速31.8m/s 家屋一部損壊1戸
	8月15日	台風	台風12号 総雨量109mm 家屋一部損壊1戸、石垣崩壊1件
	8月23日	大雨	総雨量75.5mm 床上浸水2戸、がけ崩れ1件 船舶損傷4隻
	12月6日	暴風雪	最大瞬間風速32.1m/s 住家被害2件、非住家被害1件、社会教育施設1件、公立文教施設1件
平成9年 (1997)	6月10日	大雨	総雨量59mm 石垣崩壊1件、車両損傷1台
	8月9日~13日	大雨	総雨量280.5mm(7~13日) 土砂崩れ3件

8-1 平成2年(1990)以降の風水害被害状況

発生年月日(西暦)		種別	被害状況
平成10年 (1998)	7月8日	大雨	総雨量 71.5 mm がけ崩れ 2 件、避難勧告 3 世帯 8 名
	8月16日	大雨	総雨量 141.0 mm 土木被害 8 件、林業被害 2 件、都市施設 2 件、避難勧告 3 世帯 7 名、被害金額 66,380 千円
	9月16日	台風	台風 5 号 総雨量 129.5 mm 最大瞬間風速 29.0m/s 家屋一部損壊 3 戸、公立学校被害 2 件、倒木 47 本
	9月23日	台風	台風 7 号 総雨量 78.0 mm がけ崩れ 1 件
	10月1日	強風	低気圧 最大瞬間風速 25.9m/s 家屋一部損壊 6 戸、公立学校被害 1 件、倒木 8 件 20 本
	10月18日	台風	台風 10 号 総雨量 68.5 mm 最大瞬間風速 26.5m/s 家屋一部損壊 2 戸、がけ崩れ 1 件
	10月20日	強風	低気圧 最大瞬間風速 26.0m/s 公立学校被害 1 件
	12月17日	暴風雪	最大瞬間風速 30.6m/s 重傷者 1 名、家屋一部損壊 1 戸
平成11年 (1999)	2月27日～28日	暴風雪	最大瞬間風速 31.9m/s 家屋一部損壊 2 戸
	3月5日～6日	暴風雪	最大瞬間風速 31.5m/s 家屋一部損壊 3 戸、商工被害 1 件
	3月22日	暴風雪	最大瞬間風速 26.5m/s 家屋一部損壊 6 戸
	5月17日	大雨	総雨量 54.5 mm 擁壁倒壊 1 件
	7月13日～14日	大雨	総雨量 125.5 mm 床下浸水 1 戸、土木被害 7 件、林業被害 1 件、都市施設被害 1 件、被害金額 73,200 千円、警戒本部設置
	9月25日	台風	台風 18 号 最大瞬間風速 33.2m/s 家屋一部損壊 2 戸、土木被害 1 件、商工被害 2 件、倒木 64 本、街路灯被害 1 件、被害金額 3,540 千円
	10月3日	強風	低気圧 最大瞬間風速 33.2m/s 家屋一部損壊 2 戸、倒木 22 本
平成12年 (2000)	9月12日	大雨	総雨量 116.5 mm (9日～12日) 時間雨量 40.5 mm 土砂崩れ 1 1 件、地下室浸水 1 件
	10月1日	大雨	総雨量 11.5 mm 床上浸水 1 戸、床下浸水 2 戸、土木被害 8 件 被害金額 28,000 千円
	12月24日	強風	最大瞬間風速 33.1m/s 家屋一部損壊 4 戸、非住家被害 2 件

8-1 平成2年(1990)以降の風水害被害状況

発生年月日(西暦)		種別	被害状況
平成13年 (2001)	2月2日	強風	最大瞬間風速 36.4m/s 家屋一部損壊 3戸
	8月27日	大雨	総雨量 100mm (26日~27日) 土砂崩れ 1件、自主避難 2戸 3名
	9月10日~12日	大雨	台風15号 総雨量 159mm 土砂崩れ 3件、道路法面崩壊 2件、 被害金額 12,660千円、警戒本部設置
	12月14日~16日	強風	最大瞬間風速 30.3m/s 家屋一部損壊 5戸
	12月30日~31日	暴風雪	最大瞬間風速 32.1m/s 家屋一部損壊 3戸
平成14年 (2002)	1月20日~21日	強風	低気圧 最大瞬間風速 27.8m/s 家屋一部損壊 7戸、道路被害 1件
	10月1日~2日	台風	台風21号 総雨量 144mm (9/28~10/2) 最大瞬間風速 26.1m/s がけ崩れ 1件、家屋一部損壊 5件、港湾施設被害 1件、工場一部 損壊 1件、倒木 2本
	10月22日	強風	最大瞬間風速 31.4m/s 家屋一部損壊 2戸
	10月26日	強風	最大瞬間風速 28.9m/s 家屋一部損壊 1戸
	11月2日	強風	最大瞬間風速 26.0m/s 家屋一部損壊 2戸
	11月18日	強風	最大瞬間風速 25.4m/s 家屋一部損壊 1戸
	平成15年 (2003)	1月27日~28日	強風
9月14日		台風	台風14号 最大瞬間風速 30.6m/s 家屋一部損壊 8戸、商工被害 2件、倒木 6件 10本
11月22日		強風	低気圧 最大瞬間風速 32.7m/s 家屋一部損壊 2戸
平成16年 (2004)	1月14日	強風	最大瞬間風速 28.6m/s 家屋一部損壊 7戸
	6月21日~22日	台風	台風6号 最大瞬間風速 26.1m/s 家屋一部損壊 2戸
	8月19日~20日	台風	台風15号 最大瞬間風速 29.4m/s 倒木 24本
	8月30日~31日	台風	台風16号 最大瞬間風速 32.1m/s 家屋一部損壊 7戸、商工被害 2件、倒木 9本、土木被害 1件、農 業被害 2件
	9月8日	台風	台風18号 最大瞬間風速 45.7m/s 住家被害 87件、非住家被害 5件、土木被害(港湾) 1件、商工 被害 2件、公立学校被害 6件、社会教育施設被害 4件、社会福祉 施設 4件、被害金額 46,400千円 災害対策本部設置

8-1 平成2年(1990)以降の風水害被害状況

発生年月日(西暦)		種別	被害状況
平成16年 (2004)	11月27日	強風	最大瞬間風速 39.7m/s 家屋一部損壊 12戸、港湾被害 2件、漁港被害 2件
	12月20日	強風	最大瞬間風速 30.3m/s 家屋一部損壊 3戸
平成17年 (2005)	2月24日	大雪	積雪深 42cm 死者 1名
	5月19日	強風	最大瞬間風速 29.1m/s 家屋一部損壊 6戸、倒木 2本、がけ崩れ 1件、被害金額 23,298千円
	7月10日~11日	大雨	総雨量 95mm (9日~11日) 家屋半壊 1戸、家屋一部損壊 1戸、石垣崩壊 2件、土砂崩れ 2件、被害金額 4,977千円
	9月8日	台風	台風 14号 総雨量 67mm 最大瞬間風速 26.2m/s 家屋一部損壊 3戸、河川被害 1件、倒木 1本 被害金額 1,211千円
	11月28日~29日	強風	低気圧 最大瞬間風速 32.5m/s 家屋一部損壊 7戸、農業被害 1件、道路被害 1件、公園被害 3件、商工被害 1件、社会教育施設 1件、街路灯倒壊 1件、倒木 1本、被害金額 1,061千円
	12月12日~20日	大雪	12月17日 降雪量 17cm、積雪深 24cm 軽傷者 3名、農業被害 1件
平成18年 (2006)	1月3日 ~2月17日	大雪	1月14日 降雪量 9cm、積雪深 29cm 重傷者 3名、軽傷者 6名、家屋一部損壊 2戸、雪崩 1件
	3月20日	強風	最大瞬間風速 25.2m/s 家屋一部損壊 1戸
	4月20日	強風、大雨	低気圧 最大瞬間風速 30.6m/s 家屋一部損壊 3戸、石積崩壊 1件
	5月28日	強風	最大瞬間風速 28.5m/s 家屋一部損壊 1戸
	9月18日~20日	台風	台風 13号 最大瞬間風速 28.8m/s 家屋一部損壊 7戸、倒木 1本
	9月30日	大雨	1時間雨量 24.5mm 土砂崩れ 1件、道路冠水 1件
	11月7日	強風	最大瞬間風速 32.4m/s 家屋一部損壊 6戸、商工被害 1件、倒木 1本
	11月12日	強風	最大瞬間風速 21.3m/s 家屋一部損壊 1戸
	11月22日	強風	最大瞬間風速 30.5m/s 家屋一部損壊 2戸、塀被害 1件

8-1 平成2年(1990)以降の風水害被害状況

発生年月日(西暦)		種別	被害状況
平成19年 (2007)	1月9日	強風	最大瞬間風速 21.2m/s 公立学校被害 1件
	2月14日	強風	最大瞬間風速 29.3m/s 家屋一部損壊 4戸
	5月25日~26日	強風	最大瞬間風速 29.2m/s 家屋一部損壊 8戸、落石 1件
	9月7日	台風	台風9号 最大瞬間風速 30.3m/s 重傷者 1名、自主避難 6世帯 12名、住家被害 20件、非住家被害 3件、商工被害 5件、公立学校被害 12件、公園被害 3件、街路樹被害 4件、街路灯被害 1件、その他倒木 4件、被害金額 2,774千円
	10月4日	大雨	総雨量 33mm、時間雨量 19.5mm 土砂崩れ 1件、道路冠水 2件、鉄道冠水 1件、落雷被害 1件、家屋一部損壊 1戸
	10月21日	強風	最大瞬間風速 23.1m/s 家屋一部損壊 1戸
	12月29日	強風	最大瞬間風速 29.3m/s 住家被害 26件、非住家被害 14件
平成20年 (2008)	1月23日~24日	強風 落雷	大雪警報発表 日積雪量 19cm 最大瞬間風速 23.2m/s 落雷による風車破損 小中学校臨時休校
	5月20日	大雨	総雨量 44mm 最大瞬間風速 24.8m/s 擁壁損壊 1戸
	7月23日	大雨	日降水量 129mm 総雨量 164mm 床下浸水 15棟、床上浸水 20棟、非住家被害 2件、商業被害 75件、道路法面崩れ 4件、鉄道施設被害 1件、土砂崩れ 10件 災害警戒本部設置
	8月3日	大雨	日降水量 80mm 住家被害 1件、石垣崩れ 1件
	8月29日	大雨	総雨量 77mm、1時間雨量 38.5mm 床下浸水 1棟、商業被害 1件、鉄道施設被害 2件
	11月4日	強風	最大瞬間風速 25.1m/s 家屋一部損壊 1件
	11月8日	強風	最大瞬間風速 27.3m/s 住家被害 4件、非住家被害 1件、公園倒木被害 1件、中学校施設被害 1件、
平成21年 (2009)	3月6日	強風	最大瞬間風速 28.6m/s 住家被害 11件、非住家被害 1件
	3月14日	強風	最大瞬間風速 28.7m/s 住家被害 3件、非住家被害 2件
	12月5日	強風	最大瞬間風速 16.9m/s 住家被害 3件、街路灯被害 1件



8-1 平成2年(1990)以降の風水害被害状況

発生年月日(西暦)		種別	被害状況
平成22年 (2010)	1月1日~2日	強風	最大瞬間風速29.2m/s 住家被害4件、道路(倒木)1件、道路(標識)1件、商業被害2件
	3月21日	強風	最大瞬間風速29.6m/s 住家被害6件、非住家2件、道路(標識)1件、商業(看板)3件
	4月14日	強風	最大瞬間風速27.2m/s 住家被害7件、非住家1件
	8月11日	大雨	24時間降水量182.5mm 総雨量202mm 床下浸水11棟、床上浸26棟、非住家浸水8件、商業浸水60件、河川被害3件、道路被害4件、マンホール市内各所、土砂崩れ16件 母恋東町通線通行止め実施 避難勧告5世帯9名 自主避難14名  避難勧告 災害警戒本部設置
	11月10日	強風	最大瞬間風速30.2m/s 住家被害7件、非住家3件、道路(倒木)1件、街路灯1件、商工被害5件、公立文教被害1件、社会教育施設被害1件
	12月3日	強風	最大瞬間風速27.8m/s 住家被害9件、港湾被害1件、街路灯1件、商工被害2件、都市施設被害2件
平成23年 (2011)	5月2日	強風	最大瞬間風速28.1m/s 住家被害12件、非住家2件、公園(倒木)4件、道路(倒木)2件、街路灯1件、商工被害4件、公立文教被害2件、北電柱支柱倒壊1件、都市施設(標識)1件
	12月3日	強風	最大瞬間風速22.7m/s 住家被害3件、商工被害1件
	12月23日	強風	最大瞬間風速30.6m/s 住家被害8件、非住家2件、商工被害3件、公立文教被害1件
平成24年 (2012)	2月28日	雪	降り始め25日10:00~26日14:00までの降雪量24cm 住家被害1件、非住家1件、
	4月4日	強風	最大瞬間風速27.8m/s 住家被害1件、非住家1件
	5月4日	大雨	1日降水量128.5mm 24時間降水量133.5mm 土砂崩れ3件
	10月21日	強風	最大瞬間風速25.8m/s 住家被害2件
	10月28日	強風	最大瞬間風速26.2m/s 道路被害(街路灯)4件
	11月1日	大雨	3時間降水量39.0mm 土砂崩れ1件、落雷による停電65戸
	11月27日	強風	最大瞬間風速39.7m(11月1位) 停電 市内最大30,000戸(27日) 家屋被害151件、公共施設被害48件、市営住宅63件 倒木1,246本、断水50戸、48世帯101名(27日21:00~7時)  【災害対策本部設置】 【災害救助法適用】*冬季の大規模停電の影響による適用

8-1 平成2年(1990)以降の風水害被害状況

発生年月日(西暦)		種別	被害状況
平成25年 (2013)	11月25日	強風	最大瞬間風速 23.7m/s 商業被害 2件
平成26年 (2014)	8月10日	台風	最大瞬間風速 26.6m/s 道路被害(街路灯) 1件
	12月16日~17日	暴風雪	最大瞬間風速 26.0m/s 住家被害 9件 非住家 4件 倒木 1件
	1月7日	暴風雪	最大瞬間風速 32.2m/s 住家 1件 非住家 4件 停電 133戸
平成27年 (2015)	3月10日~11日	暴風 暴風雪	最大瞬間風速 26.2m/s 住家被害 6件 非住家 12件 倒木 2件
	10月1日~2日	暴風 暴風雪	最大瞬間風速 28.9m/s 住家被害 4件 非住家 5件
平成28年 (2016)	2月29日 ~3月1日	暴風雪	最大瞬間風速 34.3m/s 住家被害 53件 公共施設 7件 電柱倒壊 4本 停電最大 708戸
	8月30日~31日	台風	最大瞬間風速 32.7m/s 住家全壊 5件 半壊 6件 土木被害 276件 水産被害 9件 商工被害 45件 公共施設 33件 【災害対策本部設置】【被災者生活再建支援金制度】
平成29年 (2017)	7月22日	大雨	1時間降水量 48.0mm (7月2位) 10分間降水量 14.5mm (7月2位) 床上浸水 6棟、床下浸水 5棟 【災害対策本部設置】
	9月17日~19日	台風	台風第18号 最大風速 20.6m/s 最大瞬間風速 28.0m/s 停電 市内最大 1,100戸 (9月18日) 土砂災害警戒情報発表 【災害対策本部設置】
平成30年 (2018)	3月1日~2日	暴風雪	最大風速 20.1m/s 最大瞬間風速 31.7m/s 停電 市内最大 250戸 【災害対策本部設置】
	9月4日~5日	台風	台風第21号 瞬間最大風速 33.9m/s 最大風速 19.7m/s 【災害対策本部設置】

8-2 海上災害被害状況

発生年月日	種別	被害状況
昭和40年(1965) 5月23日～6月19日	タンカー火災事故	タンカー「ヘイムバード号(58,260DWT)」爆発炎上 網取船「興隆丸(7.16GT)」全焼沈没 死者10人、重傷者3人、軽傷者7人 住民避難 約230人 臨時休校 陣屋、本輪西、高平小学校、港北中学校 国鉄室蘭本線東室蘭駅～黄金駅間、国道37号通行止め 港内船舶の退去、入港の禁止 5月23日10:00～5月31日 室蘭市タンカー火災災害対策本部設置 損害額 約22億5千万円
平成5年(1993) 1月13日	タンカー爆発炎上事故	タンカー「英晴丸」551T(日石H-1 棧橋) 死者3人、負傷者4人 ナフサ積出作業中、機関室爆発
平成9年(1997) 6月12日	海上油流出事故	6月12日 苫小牧沖貨物船衝突による海上油流出 沈没船積載量 A重油10kl C重油18kl 他1.2kl 6月18日 回収作業 作業員171人回収量約3トン 6月13日～9月3日 警戒本部設置 応急対策費用 約30万円